

平成 26 年 度
事 業 概 要



広島県西部厚生環境事務所呉支所
広島県西部保健所呉支所

目 次

I 概 況

管内の概況	1
管内図	2
行政組織・業務内容	
(1) 組織機構図	3
(2) 沿革	4
市町別主要指標	5
常設の相談等の実施計画	6
管内の状況（行政の客体） 一覧（その1）	7
管内の状況（行政の客体） 一覧（その2）	8

II 主要事業の概況

1 地域保健福祉対策	9
2 身体障害者福祉対策	9
3 母子・寡婦福祉対策	9
4 医療対策	9
5 災害対策	10
6 健康増進・栄養改善対策	10
7 感染症対策	11
8 歯科保健対策	12
9 精神保健福祉対策	12
10 難病対策	13
11 母子保健対策	13
12 食品衛生対策	14
13 薬事対策	14
14 環境保全対策	15
15 廃棄物対策	16

III 資 料

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入状況	18
(2) 衛生教育の実施状況	19
(3) 市町指導の状況	20
(4) 圏域地域保健対策協議会の状況	21

高齢者福祉対策	
(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況（所在地別）	22
(2) 在宅医療推進医の配置状況	23
身体障害者等福祉対策	
【ろうあ者専門相談員の相談指導状況】	24
児童・母子（寡婦）福祉対策	
(1) 母子福祉資金の貸付状況	25
(2) 寡婦福祉資金の貸付状況	26
医療対策	
(1) 病院・診療所の状況	27
(2) 立入検査及び使用許可件数	28
健康増進・栄養改善対策等	
(1) 給食施設等の指導状況	
ア 施設数及び指導状況	29
イ 施設別指導状況	29
(2) 健康増進法に基づく食品表示指導状況	30
(3) 栄養・運動等指導の実施状況	30
(4) 健康増進事業実施状況	
ア 健康診査	31
イ 健康診査以外の事業実績	32
感染症対策	
(1) 感染症発生状況	33
(2) 結核の状況	
ア 結核患者登録状況	34
イ 結核患者新規登録状況	35
ウ 年齢階級別新規登録患者数	36
エ 結核健康診断・予防接種の実施状況	37
オ 市町別家庭訪問指導状況	39
(3) 感染症発生に伴う指導状況	40
(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況	41
(5) エイズ相談及びHIV抗体検査の状況	42
(6) 健康教育実施状況	43

(7) 肝炎相談件数，肝炎ウイルス検査の実施状況及び肝炎治療受給者症
の交付状況

ア 肝炎相談件数	44
イ 肝炎ウイルス検査実施状況	44
ウ 肝炎治療受給者証交付状況	44

歯科保健対策

【相談事業の状況】	45
-----------------	----

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況	46
(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況	47
(3) 組織育成支援状況	48
(4) 相談指導実施状況	49
(5) 家庭訪問指導状況	50
(6) 普及啓発・人材養成実施状況	
ア 自殺対策	51
イ その他の精神保健福祉対策	51

難病対策等

(1) 特定疾患治験研究事業の承認状況	52
(2) 小児慢性特定疾患治療研究事業の承認状況	54
(3) 相談事業の実施状況	55
(4) 電話相談及び面接相談等の状況	55
(5) 家庭訪問指導の状況	56
(6) 患者・家族に対する学習会の実施状況	56

母子保健対策

【不妊治療助成の申請状況】	57
---------------------	----

食品衛生対策

(1) 施設数の状況	
ア 許可を要する施設数	58
イ 許可を要しない施設数（食品関係条例対象施設を含む） ...	59
ウ 食品関係条例対象施設数（許可を要しない施設の再掲） ...	60
(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況	61
(3) 食品衛生監視指導状況	

ア 許可を要する施設に対する監視指導状況	62
イ 許可を要しない施設に対する監視指導状況（食品関係条例対象施設を含む）	63
ウ 食品関係条例対象施設に対する監視指導状況（許可を要しない施設の再掲）	64
（４）食品収去検査状況	65
（５）集団食中毒発生状況	66

生活衛生対策等

【狂犬病予防業務の状況】	67
--------------	----

薬事対策

（１）薬事等監視指導状況	68
（２）毒劇物監視指導状況	69
（３）麻薬・覚せい剤立入検査状況	70
（４）医薬品収去検査状況	71
（５）献血状況	72

環境保全対策

（１）公害関係特定施設の状況	73
（２）土壌汚染、化学物質対策の状況	73
（３）フロン回収破壊法 登録事業者登録状況	74
（４）公害苦情事案の取扱状況	75
（５）水質事故事案の取扱状況	75
＜光化学オキシダントに係る緊急時措置＞	76
（６）環境調査の実施状況	77

廃棄物対策

（１）一般廃棄物処理施設等立入検査状況	78
（２）産業廃棄物処理業許可等の状況	79
（３）自動車リサイクル法 登録・許可状況	80
（４）産業廃棄物処理施設設置状況等	81
（５）産業廃棄物関係立入指導等状況	82
（６）産業廃棄物に係る協議等	83

その他の資料

【管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧】	84
-------------------------	----

I 概 況

管内の概況

1 所管区域

呉市及び江田島市の2市を所管している。

2 位置、地勢

管内は、「沿岸部」地域と江田島、能美島、倉橋島、上蒲刈島、下蒲刈島、豊島、大崎下島などの「島しょ部」地域からなり、面積は約455km²、人口は約26万人である。

気候は瀬戸内海気候独特の温暖少雨で、山と海の風光明媚な自然環境に恵まれている。

3 交通基盤

道路は、国道31号・国道185号が東西に横断し、国道375号・国道487号が南北に縦断して道路網の骨格を形成している。このほか、高速道路網として広島呉道路(クレアライン)があり、さらに平成26年度中の全線供用開始を目標に東広島・呉道路の整備が進められている。

平成20年11月18日に上蒲刈島(呉市蒲刈町)と豊島(呉市豊浜町)を繋ぐ豊島大橋(愛称:アビ大橋)が開通したことにより、本土から岡村島(愛媛県今治市)までの芸予諸島を結ぶ7つの橋が全て完成し、呉市全域が陸路で結ばれた。

また、平成25年3月27日には、音戸大橋の交通渋滞の緩和、円滑な緊急活動や災害時の緊急輸送道路の確保を目的として第2音戸大橋が供用開始された。

鉄道は、JR 呉線が海田市～三原間に運行され、通勤・通学の重要な交通手段となっている。広島～呉間には快速便も運行されている。

航路は、呉市の呉港から四国(松山観光港)・江田島などを結ぶ航路、豊町の大長・小長港から大崎上島・竹原を結ぶ航路、江能の各港から広島港を結ぶ航路などが運行されている。

4 産 業

呉市臨海部に造船・鉄鋼とその関連産業が多く集積しているほか、半導体切断やサルベージ、火薬、精密測定などの分野で世界的な技術力を誇る企業や筆づくりなどの地場産業の企業も立地している。

島しょ部では、農水産業のウエイトが高く、「大長みかん」をはじめとした柑橘類、きく、バラなどの花き類、きゅうり、トマト、ねぎなどの野菜類が特産品として生産されている。また、水産業では、当管内の生産量が県全体の5割近くを占め、広島かきの養殖やマダイ、タチウオなどの漁獲量が多い。

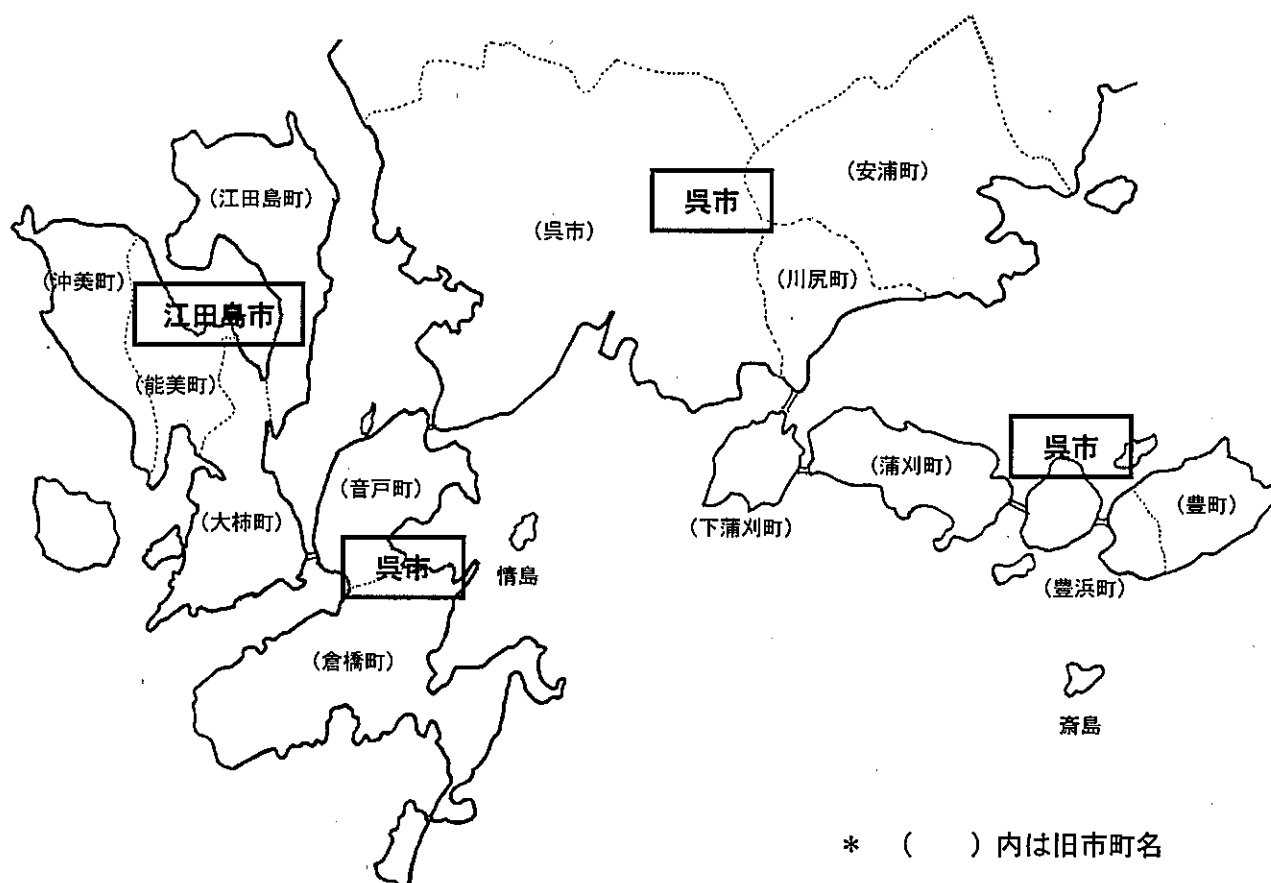
5 指定地域の状況

区 分	過疎地域	半島振興 対策地域	離島振興 対策地域
呉 市	△	△	△
江田島市	○	○	△

「△」印は、一部指定です。

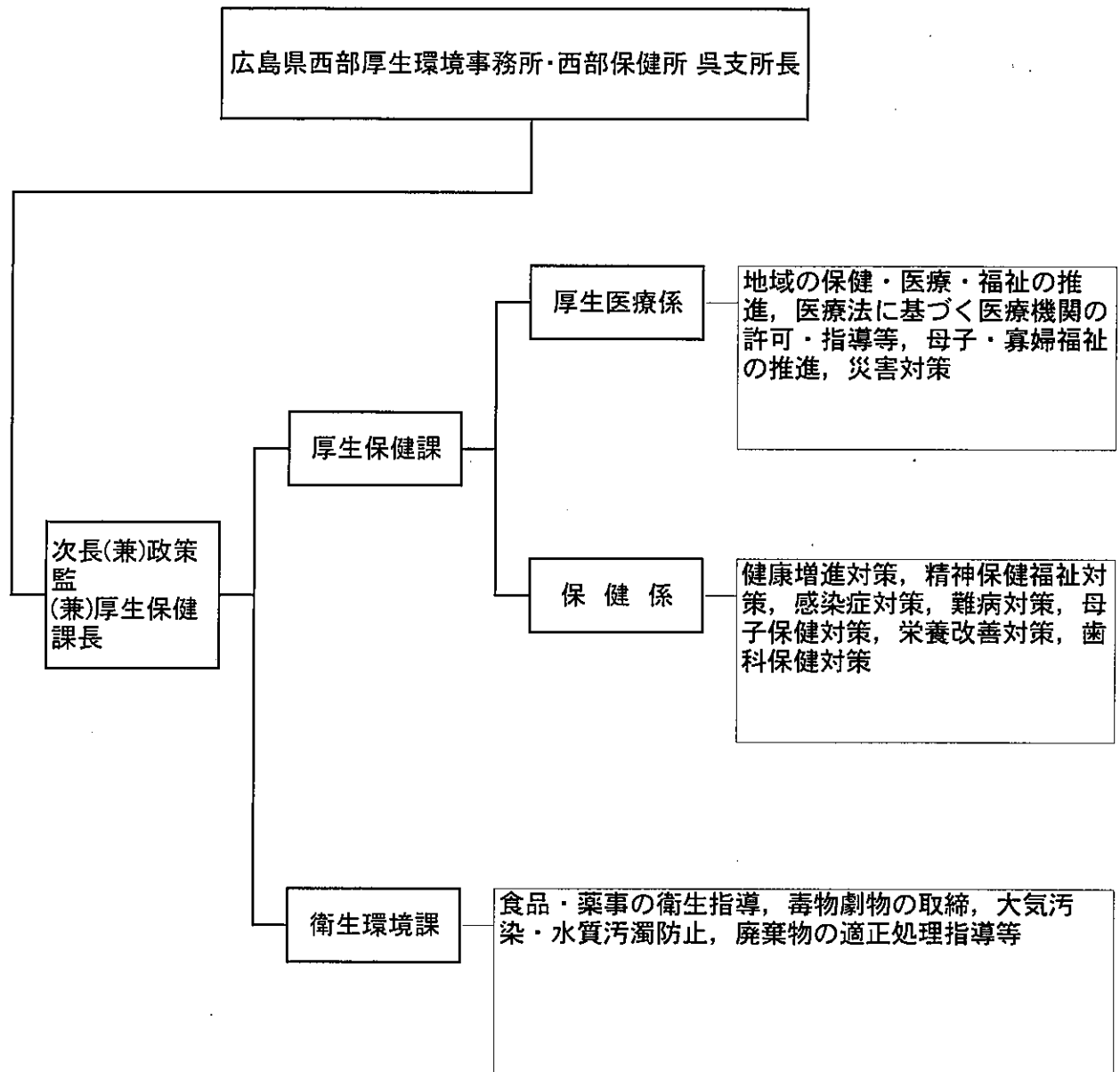
広島県西部厚生環境事務所・保健所呉支所

【管内図】

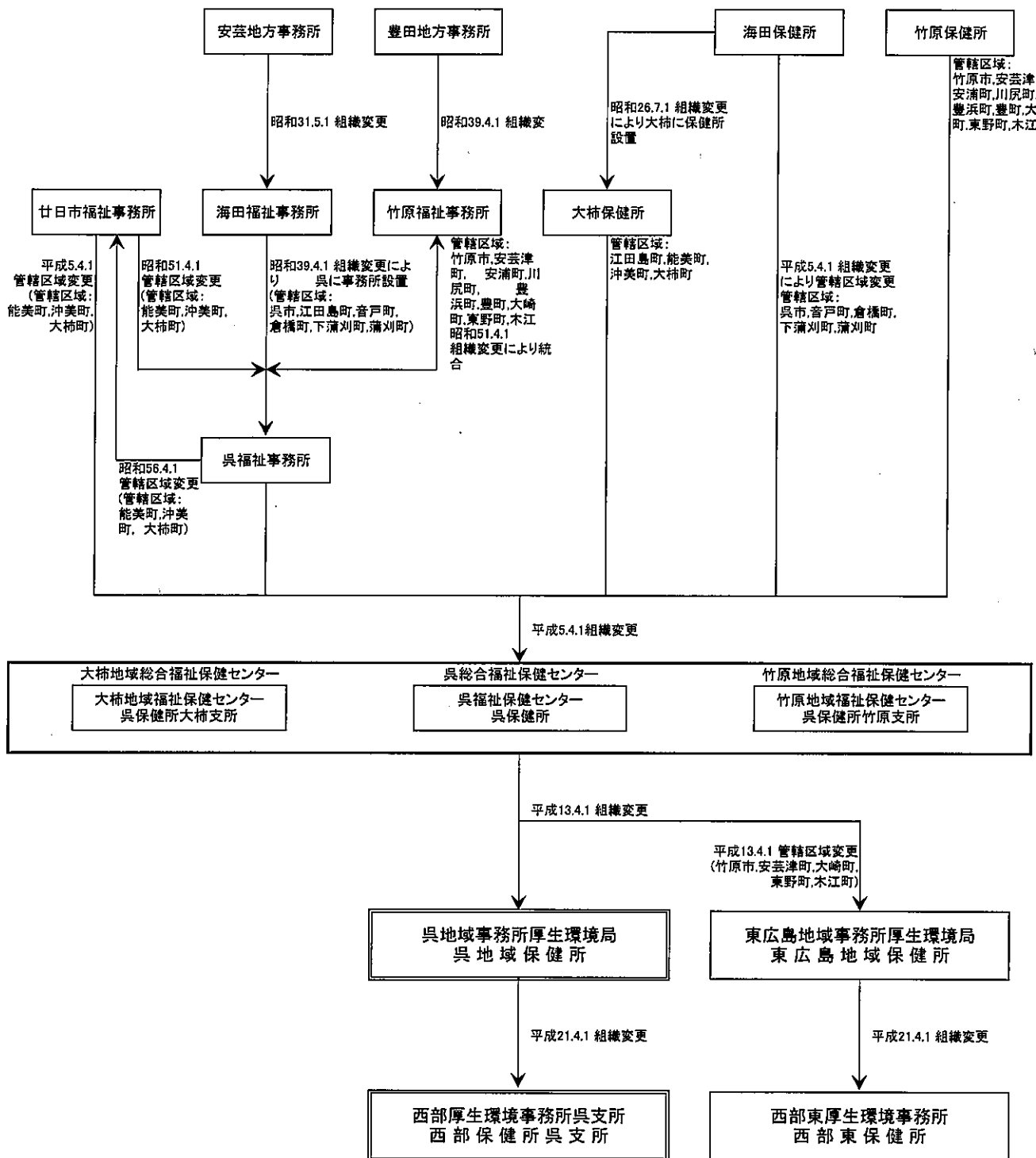


行政組織・業務内容

(1) 組織機構図



(2) 沿 革



市町別主要指標

区 分	総 数	呉 市	江 田 島 市
面 積 (K m ²)	454.84	353.86	100.98
世 帯 数	122,109	109,521	12,588
総 人 口	260,906	235,408	25,498
0 ～ 4 歳	9,527 (3.7)	8,824 (3.7)	703 (2.8)
5 ～ 9 歳	9,690 (3.7)	8,959 (3.8)	731 (2.9)
10 ～ 14 歳	10,595 (4.1)	9,794 (4.2)	801 (3.1)
15 ～ 19 歳	11,599 (4.4)	10,714 (4.6)	885 (3.5)
20 ～ 24 歳	11,862 (4.5)	10,864 (4.6)	998 (3.9)
25 ～ 29 歳	11,886 (4.6)	10,918 (4.6)	968 (3.8)
30 ～ 34 歳	12,626 (4.8)	11,457 (4.9)	1,169 (4.6)
35 ～ 39 歳	15,590 (6.0)	14,330 (6.1)	1,260 (4.9)
40 ～ 44 歳	17,548 (6.7)	16,190 (6.9)	1,358 (5.3)
45 ～ 49 歳	14,876 (5.7)	13,652 (5.8)	1,224 (4.8)
50 ～ 54 歳	14,278 (5.5)	12,948 (5.5)	1,330 (5.2)
55 ～ 59 歳	15,006 (5.8)	13,390 (5.7)	1,616 (6.3)
60 ～ 64 歳	20,658 (7.9)	18,298 (7.8)	2,360 (9.3)
65 ～ 69 歳	22,332 (8.6)	19,890 (8.4)	2,442 (9.6)
70 ～ 74 歳	19,476 (7.5)	17,353 (7.4)	2,123 (8.3)
75 ～ 79 歳	16,461 (6.3)	14,545 (6.2)	1,916 (7.5)
80歳以上	26,896 (10.3)	23,282 (9.9)	3,614 (14.2)
人 口 密 度	573.6	665.3	252.5

(注1) 面 積…「平成25年度全国都道府県市区町村別面積調」<国土交通省国土地理院>

(注2) 世帯数, 総人口, 年齢別人口…「住民基本台帳年報」<総務省>[平成26年1月1日現在]

(注3) 総人口年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。

(注4) 人口密度…総人口/面積

常設の相談等の実施計画

【健康相談日】

(平成26年度)

項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
精 神 保 健	精神保健福祉相談	毎月第2金曜日	13:30～15:00	江 田 島 市 大 柿 分 庁 舎	前 日 ま で の 制 予 約
エ イ ズ 対 策	H I V 抗 体 検 査 及 び 相 談	毎月第2水曜日	9:00～11:00	西 部 保 健 所 呉 保 支 所	予 約 制 (2月は第1火曜日)

管内の状況 一覧(その1)

(平成26年3月31日現在)

区 分	総 数	呉 市	江 田 島 市	備 考
(※) 保 育 所 公 立	-			
(※) 私 立	-			
(※) 母 子 生 活 支 援 施 設	-			
(※) 児 童 館	-			
(※) 児 童 遊 園	-			
(※) 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (日 中 系 施 設 サ ー ビ ス)	-			
老 人 介 護 支 援 セ ン タ ー	-			
居 宅 介 護 支 援 事 業 所	-			
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	-			
病 院	30	26	4	
病 院 病 床 数	4,643	4,303	340	
一 般 診 療 所	273	249	24	
歯 科 診 療 所	160	148	12	
助 産 所	-			
施 術 所	16		16	
衛 生 検 査 所	-			
給 食 施 設 数	-			
食 品 関 係 施 設 数 (要 許 可)	523		523	
食 品 関 係 施 設 数 (不 要 許 可)	488		488	
食 品 関 係 条 例 対 象 施 設 数	213		213	
犬 の 登 録 頭 数	1,214		1,214	
(※) 旅 館	-			
(※) 公 衆 浴 場	-			
(※) 興 行 場	-			
(※) 理 容 所	-			
(※) 美 容 所	-			
(※) ク リ ー ニ ン グ 所	-			
(※) 水 道 用 水 供 給 水 道	-			
(※) 上 水 道	-			
(※) 簡 易 水 道	-			
(※) 専 用 水 道	-			

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

管内の状況 一覧(その2)

(平成26年3月31日現在)

区 分	総 数	呉 市	江 田 島 市	備 考
薬局(既存薬局を含む。)	13		13	
店舗販売業	9		9	
既存一般販売業	-			
卸売販売業(みなし卸売販売業を含む。)	-			
既存薬種商等	-			
特例販売業	8		8	
高度管理医療機器等の販売業・賃貸業	5		5	
管理医療機器販売業・賃貸業	114		114	
麻薬取扱者	804	765	39	
(※) 温泉利用施設	-			
ばい煙発生施設	57		57	
ばい煙関係特定施設	-		0	
揮発性有機化合物排出施設	-		0	
一般粉じん発生施設	42		42	
特定粉じん発生施設	-		0	
粉じん関係特定施設	34		34	
ダイオキシン関係特定施設	4		4	
水質汚濁関係特定事業場	100		100	
第一種フロン類回収業者(事業者数)	15	15	0	
汚水等関係特定事業場	9		9	
汚染土壌処理業	-		0	
(※) ごみ処理施設焼却施設	-			
(※) R D F 施設	-			
(※) 資源化施設 (RDF施設を除く)	-			
(※) 一般廃棄物最終処分場	-			
(※) し尿処理施設	-			
産業廃棄物収集運搬業	33		33	
産業廃棄物処理業者	9		9	
うち優良認定	-		0	
中間処理施設	12		12	
最終処分場	4		4	
P C B 廃棄物保管事業所	17		17	
産業廃棄物事業場外保管届	1		1	
産業廃棄物多量排出事業者 処理計画策定事業所	7		7	
自動車リサイクル 引取業者	24		24	
フロン類 回収業者	2		2	
解体業者	1		1	
破砕業者	-		0	

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) 一般販売業は、卸売一般販売業を除く。

(注3) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

Ⅱ 主要事業の概況

1 地域保健福祉対策

(1) 人材確保及び育成・資質の向上

看護職等の人材確保及び育成のため、実習する学生を受け入れ、指導等を行う。

(2) 保健・医療・福祉対策

呉地域保健対策協議会において、地域の保健・医療・福祉の現状、課題、施策等について、行政・保健・医療・福祉関係者が一体となって協議、調査、研究を進め、相互の共通理解・連携の強化を図るとともに、必要な事業を実施し、当地域の保健・医療・福祉活動の充実に努める。

2 身体障害者福祉対策

ろうあ者専門相談員を設置し、ろうあ者の相談に応じている。

3 母子・寡婦福祉対策

母子家庭及び寡婦の経済的な自立の助成と、生活意欲の助長を図るため、福祉資金の貸付けを行っている。

管内の平成25年度の貸付件数は204件で、内訳は母子福祉資金200件96,221千円、寡婦福祉資金4件3,024千円であった。

4 医療対策

(1) 医療施設対策

医療施設における適正な医療を確保するため、病院及び診療所を対象に医療法第25条による立入検査を実施し、医療従事者の確保、構造設備及び管理体制等について指導を行う。

平成25年度は、管内の病院4施設、無床診療所6施設(うち歯科診療所1施設)の立入検査を実施した。

(2) 救急医療対策

ア 初期救急医療体制

○ 救急患者に対応する初期救急医療としては、休日の救急医療に対応するため、呉市医師会休日・急患センター(内科、小児科、外科、午前9時から午後6時まで)が、呉市に設置されている。

○ 夜間の小児救急に対応するため、呉市医師会小児夜間救急センター(毎日、午後7時から午後11時まで)が、呉市に設置されている。

○ 平成22年4月から呉市医師会内科夜間救急センターが設置され、平日の午後7時30分から午後11時まで、内科開業医が、交代で診療にあたっている。

○ 在宅当番医制は、管内の呉市、江田島市ともに実施されている。

イ 2次救急医療体制

○ 重症な患者(手術、入院を要する等)に対応する2次救急医療機関については、病院群輪番制病院として、3病院(中国労災病院、呉共済病院、済生会呉病院)が整備されている。

この3病院と呉医療センターを加えた4病院が、毎月、「診療科目別2次救急医療体制」を組むことにより、協力し合って相互の連携と分担を図っている。

なお、小児科及び産婦人科については、周産期母子医療センターである呉医療センターと中国労災病院の2病院が、輪番で対応している。

○ 救急告示制度に基づく救急告示医療機関として、病院が9施設、診療所が1施設ほど認定されている。

ウ 3次救急医療体制

重篤な患者に対応する3次救急医療施設については、呉医療センターが救命救急センターとして整備されている。また、中国労災病院、呉共済病院においても救命救急医療が行われている。平成25年5月から広島県にドクターヘリが配備され、病院への搬送時間の短縮が図られ、特に島嶼部における効果は大きく、有効に活用されている状況である。

エ 連携強化

救急医療機関との連携強化等を図るため、呉地域保健対策協議会に救急医療専門委員会を設置し、必要な協議を行っている。

(3) 医療制度改革に伴う療養病床再編成の円滑化

平成21年6月に実施した「療養病床転換意向アンケート」によると、平成23年度末までに、呉二次保健医療圏の療養病床は、1,087床から722床に減床する予定であったが、再編は6年間期限延長となった。

減床分の多くは、介護老人保健施設に転換することとなるが、この転換が円滑に行われるよう、本庁担当課及び各市とともに、医療機関からの相談に適切に応じていく。

5 災害対策

広島県地域防災計画に基づき、災害対策配備計画を策定し、防災体制を整備する。また災害が発生した場合は、被害状況を調査の上、健康福祉総務課と必要に応じて関係課へ報告する。さらに災害救助法が適用された場合は、市が受託している災害救助活動及び防疫活動に対し技術的な助言等を行う。

6 健康増進・栄養改善対策

高齢化や生活習慣の変化により、疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加している。

健康寿命の延伸を図るため、住民一人ひとりの主体的な健康づくりを基本とし、望ましい生活習慣の定着に向け、市や関係機関との連携を基に施策を推進する。

(1) 健康増進対策

呉地域保健対策協議会「健康ひろしま21圏域計画推進会議」において、健康づくり対策として「健康ひろしま21圏域計画」の進捗状況の把握・進行管理と評価を行うとともに、圏域独自の重点課題をより重点的かつ専門的に協議するための「子どもの頃からの健康づくり部会」を設置し、検討する。

(2) 栄養改善対策・食育推進事業

専門的栄養指導、給食施設に対する栄養管理の指導、市の地域活動栄養士会や地区組

織活動への支援等を通じて、住民の栄養及び食生活の改善を図る。また、関係機関と連携して、食育の普及啓発や推進体制を整備する。

ア 食育の推進

食育の推進に関する情報交換や市の食育推進計画を支援するため、「食育推進圏域連絡会議」を開催する。

イ 地域活動栄養士会・食生活改善推進員等の地区組織活動の推進

市との密接な連携を図り、地域で望ましい食生活の実践活動を推進する地域活動栄養士会や食生活改善推進員等の地区組織活動が、より活発に展開されるよう支援を行う。

ウ 給食施設指導

給食施設における栄養管理の充実を図るため、個別巡回指導及び研修会等の集団指導を実施する。

エ 栄養改善指導

アレルギー疾患・難病等の専門的栄養指導のほか、地域の実態に即した指導を行う。

オ 栄養成分表示基準制度の普及及び誇大表示の禁止にかかる指導

住民の健康づくりに役立つ情報源としての栄養成分表示等、各種表示制度の普及啓発や誇大広告の防止に努める。

(3) 石綿（アスベスト）健康被害対策

石綿（アスベスト）健康被害に関する相談については、必要に応じて専門相談機関や医療・検査機関の紹介等を行う。

また、労働災害補償等の対象とならない健康被害者に対する救済給付の申請受付を引き続き実施する。

(4) 光化学スモッグ（オキシダント）による健康被害対策

光化学スモッグに係る健康被害発生時における健康被害状況の把握、応急処置等を適切に講じる。また、必要に応じて近隣の市町と連携し、初期に迅速かつ適切な措置を講じるよう市及び地区医師会等の協力を得るとともに、救護体制を整える。

なお、重症患者の発生及び集団発生した場合には、速やかに光化学スモッグ保健活動班を編成し、現地調査及び被害者に対する保健指導を行う。

7 感染症対策

(1) 感染症対策

感染症発生動向調査によるインフルエンザ等感染症患者の発生状況の把握、関係機関への情報の還元、机上演習等を行い、初動体制を始めとした防疫体制の充実を図る。

さらに、感染症発生時には感染症患者の人権に配慮しつつ、関係機関と連携し、迅速・的確な対応を行い、感染の拡大防止に努める。

広域的、総合的な体制を整備するため、新型インフルエンザの対応に係る関係者連絡会議を開催するなどし、関係者の連携強化や医療体制の確保等に努めるため、呉地域保健対策協議会を中心に、必要な対策について、引き続き検討を進める。

(2) 結核対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)の改正に伴い、従来、結核予防法に基づいて行ってきた結核対策は、平成19年4月1日から「感染症法」に基づいて行っている。

患者管理の徹底及び接触者への健康診断を行うとともに、医療機関との連携を強化し、結核患者に対する適正な医療の確保を図り、結核のまん延を防止する。

結核特別対策事業では、結核の定期健康診断等の着実な実施を図るため、地域住民に対する講演会及び健康教育等により、結核予防思想の普及啓発、直接服薬確認療法(DOTS)の推進など行い、地域の実情に応じた結核対策を推進する。

(3) エイズ予防対策

患者・感染者等へのプライバシーに配慮した相談や検査等の事業を実施するとともに、キャンペーン等によりエイズに関する理解を深めるための普及啓発を実施する。

(4) 肝炎対策

肝炎ウイルス持続感染者を早期に発見し、早期に適切な治療に結びつくよう、肝炎ウイルス検査を実施し、陽性者については、市と連携して保健指導を行う。

また、ウイルス肝炎治療費の助成への相談・申請受付を行い、肝炎治療についての不安の軽減に努める。

8 歯科保健対策

難病患者等に相談指導で専門的口腔ケアを行い、住民に対して県が実施する歯の衛生週間や、はつらつ家族表彰等を通じて歯科保健の普及啓発を行う。

また、市が実施する歯科保健事業を支援するとともに、歯科衛生連絡協議会等関係機関と連携して、地域における歯科保健活動の充実に努める。

平成23年3月14日には、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項等を定めた「広島県歯と口腔の健康づくり推進条例」が、公布・施行された。

9 精神保健福祉対策

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正に伴い、入院医療中心から地域におけるケアを中心とする体制の推進が図られている。市における精神障害者の自立と社会参加に向けた事業と連携を図り、精神障害者に対する人権に配慮した適切な医療等を確保するために、事業を実施する。

(1) 医療対策

入院又は在宅の精神障害者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置や、精神科病院の実地指導、入院者の病状審査及び入院状況調査を行う。

(2) 精神保健対策の推進

ア 精神保健福祉相談及び訪問指導事業

精神科医師による専門相談、同行訪問及び保健師による家庭訪問、面接・電話相談等を実施する。また、近年増加しているひきこもりに関する相談・家庭訪問等も併せ

て実施する。

イ 精神保健福祉緊急対応に係る地域連絡会議・検討会

精神障害者の医療及び保護を行うための緊急対応等について、関係者が共通認識を持ち、適切に対処するため、関係機関による連絡会議・検討会を開催する。

ウ 自殺予防対策推進事業

様々な問題が複雑に関係している自殺やうつ病等について、正しい知識の普及を図り、こころの健康づくりに努めるとともに、ゲートキーパーとしての役割を担う地区組織等を対象に研修会を開催し、関係機関の連携による自殺予防対策を推進する。

エ 関係機関との連携

市自立支援協議会地域移行部会に出席し、入院している精神障害者が、円滑に地域移行できるよう協議を行い、地域で安心した生活ができることを目指す。また、必要に応じて事例検討等を行い、関係機関との連携を強化するとともに、精神保健福祉事業が、効果的に推進できるよう支援する。

(3) 心神喪失者等医療観察法に基づく社会復帰への支援

心神喪失等の状態で、重大な行為を行った精神障害者の社会復帰に向けて、保護観察所の依頼に基づき、関係機関と連携を図りながら処遇の検討をする。

10 難病対策

原因不明で治療法が確立していない疾患であり、その治療が長期にわたる特定疾患及び小児特定疾患については、難病患者及びその家族の負担の軽減を図るため、医療費の公費負担を行う。

併せて、難病相談、訪問指導等により、患者及び家族の不安を解消するとともに、関係機関と連携を図り、在宅ケアを推進する。

(1) 特定疾患及び小児慢性特定疾患治療研究事業

難病のうち、治療が極めて困難であり、医療費も高額である特定疾患に罹患した患者及び病気を放置することが児童の健全な育成を阻害することとなる小児慢性特定疾患に罹患した患者に対し、医療費を公費負担することにより、患者及びその家族の負担の軽減を図る。

(2) 難病相談事業

患者及びその家族の不安の解消や負担の軽減を図るため、保健・医療・福祉等に係る相談会、交流会を開催し、患者及びその家族を支援する。

(3) 重症難病患者地域支援事業

在宅の重症難病患者に対し、各種サービスの効果的な提供を行うため、市保健師、ホームヘルパー等の関係者と連携を図り、訪問指導等により安定した療養生活の確保を図る。

11 母子保健対策

子どもの心身の健やかな成長を図るため、技術的・専門的・広域的な事業として、長期

療養児の療育相談指導等専門的母子保健サービスを実施するとともに、一次的保健サービスを実施する市の支援に努める。

(1) 心身障害児対策

自立支援医療（育成医療）では、身体上の障害を有し、入院等により治療効果が期待できる児童に対し、必要な医療の給付を行う。

また、疾病等により長期に療養を必要とする児童及び専門的な経過観察の必要がある児童に対し、関係機関と連携を図り、健やかな発育のために相談、または訪問等で状況に応じた支援を行う。

(2) 不妊治療支援事業

不妊に悩む夫婦等に不妊専門相談センターを紹介するとともに、不妊治療の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

12 食品衛生対策

県が策定した「広島県食品の安全に関する基本方針」に基づく「食品の安全に関する推進プラン（平成24～26年度）」に沿って、関係機関と連携を図りながら、食品の製造、加工、流通、販売の各段階における安全、安心を確保する対策に取り組む。

食品営業施設や集団給食施設の自主衛生管理体制の確立に向け、衛生講習会の実施、食中毒関係情報の周知など情報提供や技術的支援、助言等を行う。

また、江田島市食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員による巡回指導等食品業界の自主管理活動を支援する。併せて、消費者に対し、食品の安全・安心に関する正しい知識の普及・啓発に努める。

管内では、生かきの生産が盛んであるため、10月～翌年3月のシーズン中は、かき作業場の重点的な立入検査・収去検査を実施し、かきによる衛生上の危害の未然防止を図る。

(1) 監視指導

平成26年度広島県食品衛生監視指導計画に基づいて、食品関係施設の監視指導を充実・強化するとともに、収去検査を実施し、食品による事故の未然防止、不良食品の排除等を行う。

平成25年度末の管内の食品関係施設は、許可を要する施設が523施設、許可を要しない施設が488施設であり、監視件数はそれぞれ352件と655件であった。

(2) 食中毒予防対策

広島県食中毒予防月間（7月～8月）中に広報活動や衛生講習会等を実施し、食中毒発生の防止に努める。

平成25年度に管内の食中毒の発生はなかった。

13 薬事対策

(1) 医薬品等対策

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性を確保するため、

薬局・舗販売業等に立入検査を実施し、医薬品等の管理状況等について法令の遵守状況の監視指導を行う。また、医薬品の収去検査を実施し、不良医薬品等を排除する。

いわゆる「健康食品」による健康被害の発生を未然に防止するため、販売店における販売方法、広告及び表示等について、監視指導を実施する。

医薬品のより良い使用の推進のため、薬局に対し「薬局業務運営ガイドライン」の遵守及び患者への医薬品情報の提供の励行を指導する。

(2) 毒物・劇物対策

毒物・劇物による危害の発生を未然に防止するため、毒物劇物営業施設及び毒物劇物を業務上取り扱う場所に立入検査を実施し、毒物劇物の保管管理等について法令の遵守状況の監視指導を行う。

(3) 麻薬・向精神薬・覚せい剤・大麻・けし対策

ア 立入検査等

医療機関及び薬局等に立入検査を実施し、麻薬・向精神薬の保管、管理、記録等について、法令の遵守状況の監視指導を行う。

また、薬物乱用防止対策として、広島県薬物乱用防止指導員呉地区協議会、警察、海上保安部及び税関支署等と共同で街頭キャンペーンを実施し、あわせて薬物乱用防止講習会等を通じて、住民への啓発に努める。

イ 大麻・けし対策

「自生けし撲滅運動(4～6月)」及び「不正大麻・けし撲滅運動(5月、6月)」に合わせ、管内を巡回して自生・不正けしを除去するとともに、ポスター・市広報誌等を活用して、住民への啓発に努める。

なお、平成25年度は85,659本の自生けしを除去し、焼却処分した。

(4) 献血推進

管内の献血推進協議会及び事業所等に対して、400ml献血及び成分献血への積極的な参加を呼びかけるとともに、ポスター等を活用して住民への献血思想の普及に努める。

平成25年度の管内の献血者は、752人であった。

14 環境保全対策

(1) 大気汚染防止対策

大気汚染の主な原因は、工場・事業場から排出されるばい煙や粉じんに加えて、自動車からの排出ガスである。

大気汚染防止法及び県条例の規制対象となる工場・事業場数は43、施設数は133であり、定期的に立入検査を実施する。

平成25年度の立入検査は、延べ31工場、延べ148施設について実施した。

また、大気汚染緊急時の措置として、硫黄酸化物、オキシダント等の濃度が基準を超えたときは、情報、注意報、または警報を発令し、主要8工場・事業場に対し、ばい煙排出量等の削減要請を行うこととしている。

平成25年度は、呉地区、広地区ともにそれぞれ1回ずつ発令された。

(2) フロン対策

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」では、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置として、フロン類回収業者の登録制度等を定めている。

平成25年度の第一種フロン類回収業者の登録数は15であり、これらの登録事業所に対し定期的に立入検査を実施する。

(3) 水質汚濁防止対策

河川、海域等公共用水域の水質汚濁の原因は、工場・事業場排水及び家庭排水等である。

水質汚濁防止法及び県条例の規制対象となる工場・事業場数は109、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可工場・事業場数は2つであり、定期的に立入検査を実施する。

平成25年度は、40件の立入検査を実施した。

(4) 化学物質対策

ア ダイオキシン対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設は、延べ2工場・事業所（4施設）であり、定期的な立入検査を実施する。

イ 化学物質対策

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（「PRTTR法」）及び生活環境の保全等に関する条例に基づき、自主管理マニュアルの策定指導等を行う。

ウ 土壌汚染防止対策

土壌汚染対策法の円滑な施行を図るため、許可・届出指導の徹底、区域の指定及び立入検査を行う。

(5) 地球温暖化対策

「広島県地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギー・省資源行動、廃棄物の減量化、グリーン購入等の促進に努め、温室効果ガスの排出削減を図る。

(6) 環境教育・学習の推進

県民の環境に対する関心と理解を深めるため、環境学習教材の貸出し等を行う。

15 廃棄物対策

(1) 産業廃棄物対策

管内での中間処理施設は12施設（自家処理1施設を含む。）であり、埋立処分場は4施設である。

産業廃棄物の適正処理、施設の維持管理等の指導として、有害廃棄物排出事業所、産業廃棄物処理業者、建設業者、産業廃棄物処理施設等に対し、立入検査するとともに、産業廃棄物の抜取り検査、及び埋立処分場の放流水の水質検査を実施する。

また、国道487号において、市と合同で産業廃棄物運搬車両検査を行うほか、不法投棄監視のため、船舶によるシーパトロール及びランドパトロールを実施する。

なお、平成25年度は、県外産業廃棄物の県内搬入処理について、5件の事前協議を受け、5件を承認した。

(2) PCB対策

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に基づく法律」に基づく保管業者数は17業者であり、保管・処分状況の年度報告を受け、確認調査を実施する。

(3) 自動車リサイクル対策

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（「自動車リサイクル法」）に基づく登録・許可業者数は、24引取業者、2回収業者、1解体業者であり、これらの事業者等に対し、立入調査を行う。

III 資 料

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

(平成25年度)

職 種	学 生 数	延 学 生 数	実 習 期 間	養 成 施 設 名
計	21	72	11	
小 計	12	36	3	
保 健 師	12	36	3	日本赤十字広島看護大学
小 計	9	36	8	
栄 養 士	6	24	4	広島文教女子大学
	3	12	4	安田女子大学
小 計	-	-	-	
社 会 福 祉 主 事				
小 計	-	-	-	
医 師				
小 計	-	-	-	
歯 科 衛 生 士				
小 計	-	-	-	
訪 問 介 護 員				
小 計	-	-	-	
そ の 他				

(2) 衛生教育の実施状況

(平成25年度)

区 分	総 数	(再 掲)		感 染 症	(再掲)		精 神	難 病	母 子	成 人 ・ 老 人	栄 養 ・ 健 康 増 進	歯 科	医 事 ・ 薬 事	食 品	環 境	そ の 他
		地区組 織活動	健康危 機管理		結 核	エイ ズ										
回 数	37	9	8	11	4	3	11	1			1			13		
延 人 員	1,365	260	241	751	50	510	291	10			30			283		

注)厚生労働省大臣官房統計情報部作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領による。

(3) 市町指導の状況

(平成25年度)

区分	保健計画 の策定・ 地域診断 (1)	母子保健 (2)	健康増進 (3)	介護予防・ 生活支援 (4)	歯科保健 (5)	感染症 (6)	(再掲)	
							結核 (7)	エイズ (8)
実施回数(01)	5	1	3	1		5	1	
参加延人員(02)	(6)	(2)	(4)	(2)		(28)	(2)	

区分	精神保健 福祉 (9)	(再掲)	難 病 (11)	介 護 保 険 (12)	健康危機 管 理 (13)	そ の 他 (14)	計 (15)
		ヘルパー 養成					
実施回数(01)	30		5		5	1	56
参加延人員(02)	(51)		(8)		(28)	(2)	131

注) 厚生労働省大臣官房統計情報部作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領による。

(4)圏域地域保健対策協議会の状況

(平成25年度末現在)

区 分	
名 称	呉地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成10年1月22日
構 成 団 体	地区医師会, 地区歯科医師会, 地区薬剤師会, 県看護協会支部
	公的病院
	公衆衛生推進協議会, 社会福祉協議会, 民生委員児童委員協議会, 地域包括支援センター
	老人クラブ連合会, 地域女性団体連合会
	市, 県・市保健所, 県厚生環境事務所
会 長	原 豊(呉市医師会長)
部 会 の 設 置	・専門委員会(企画調整委員会, 救急医療専門委員会) ・小委員会(健康ひろしま21呉圏域計画推進会議, 呉地域保健医療計画推進小委員会, 新型インフルエンザ医療体制検討委員会) ・部会(健康ひろしま21呉圏域計画推進部会, 救急蘇生推進部会) ・ワーキンググループ(地域連携体制調整ワーキンググループ, ウイルス性肝炎地域連携パス推進ワーキンググループ, 脳卒中クリニカルパス推進ワーキンググループ, 緩和ケア推進ワーキンググループ)
総 会	平成25年6月13日
理 事 会	平成26年3月10日
事 業	事業名
受 託 事 業	地域保健医療推進事業
	在宅医療推進医等リーダー育成事業
	うつ病等地域医療連携研修等事業
補 助 事 業	圏域地域保健対策事業
そ の 他	圏域保健医療福祉推進事業
	医療連携体制協議会運営事業
	救急蘇生実地研修事業
	健康ひろしま21圏域計画推進事業
	圏域地対協研修会

高 齢 者 福 祉 対 策

(1)介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)

(参考資料として:管内2市に事務権限を委譲している。)

(平成26年4月1日現在)

区 分		総 数	呉 市	江 田 島 市
実 施 事 業 数 合 計 ① ～ ④		675	591	84
指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 ①		83	74	9
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	296	258	38
	訪 問 介 護	79	71	8
	訪 問 入 浴 介 護	6	6	0
	訪 問 看 護	15	12	3
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	3	3	0
	居 宅 療 養 管 理 指 導		0	0
	通 所 介 護	58	49	9
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	25	22	3
	短 期 入 所 生 活 介 護	45	38	7
	短 期 入 所 療 養 介 護	24	22	2
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	7	6	1
	福 祉 用 具 貸 与	15	13	2
	特 定 福 祉 用 具 販 売	19	16	3
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ③	287	251	36
	介 護 予 防 訪 問 介 護	79	71	8
	介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	6	6	0
	介 護 予 防 訪 問 看 護	15	12	3
	介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	3	3	0
	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導		0	0
	介 護 予 防 通 所 介 護	58	49	9
	介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	25	22	3
	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	39	34	5
	介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	22	20	2
	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	7	6	1
	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	14	12	2
	特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	19	16	3
介 護 保 険 施 設	小 計 ④	9	8	1
	介 護 療 養 型 医 療 施 設	9	8	1

(2) 在宅医療推進医の配置状況

市町別・日常生活圏域別の状況

(平成25年度)

区 分	市 町 計	日常生活圏域
在宅医療推進医	呉 市 22人	音戸・倉橋 4人
		安芸灘圏域 1人
		中央 8人
		天応・吉浦 1人
		昭和 0人
		宮原・警固屋 1人
		東部地域 5人
		川尻・安浦 2人
	江田島市 1人	大柿 1人
		能美 0人
		沖美 0人
		江田島 0人
	計 23人	8圏域(推進医所在)

身体障害者等福祉対策

【ろうあ者専門相談員の相談指導状況】

(平成25年度)

区 分	相談指導実人員	相談指導件数	相 談 指 導 内 容											
			家 族 関 係	結 婚 ・ 離 婚	生 活 ・ 生 計	職 業 職 場 関 係	住 居	健 康 ・ 医 療	教 育 ・ 育 児	施 設	補 装 具 ・ 日 常 生 活 用 具	障 害 者 手 帳	年 金 ・ 保 険	そ の 他
総 件 数	46	61	15	0	21	8	0	8	0	0	6	1	2	0

児童・母子(寡婦)福祉対策

(1)母子福祉資金の貸付状況

(貸付額の単位:千円,平成25年度)

区	分	総 数	呉 市	江 田 島 市
合 計	件 数	200	190	10
	貸 付 額	(96,222)	(91,622)	(4,600)
事業開始資金	件 数	-		
	貸 付 額	(-)		
事業継続資金	件 数	-		
	貸 付 額	(-)		
修 学 資 金	件 数	148	141	7
	貸 付 額	(75,885)	(73,185)	(2,700)
技能習得資金	件 数	4	4	
	貸 付 額	(2,572)	(2,572)	
修 業 資 金	件 数	1	1	
	貸 付 額	(314)	(314)	
就職支度資金	件 数	-		
	貸 付 額	-		
医療介護資金	件 数	-		
	貸 付 額	-		
生 活 資 金	件 数	4	4	
	貸 付 額	(1,825)	(1,825)	
住 宅 資 金	件 数	1		1
	貸 付 額	(1,200)		(1,200)
転 宅 資 金	件 数	-		
	貸 付 額	-		
就学支度資金	件 数	42	40	2
	貸 付 額	(14,426)	(13,726)	(700)
結 婚 資 金	件 数	-		
	貸 付 額	(-)		

(2) 寡婦福祉資金の貸付状況

(貸付額の単位:千円, 平成25年度)

区 分		総 数	呉 市	江 田 島 市
合 計	件 数	4	4	-
	貸 付 額	(3,024)	(3,024)	(-)
事業開始資金	件 数	-		
	貸 付 額	(-)		
事業継続資金	件 数	-		
	貸 付 額	(-)		
修 学 資 金	件 数	1	1	
	貸 付 額	(480)	(480)	
技能習得資金	件 数	1	1	
	貸 付 額	(252)	(252)	
修 業 資 金	件 数	-		
	貸 付 額	(-)		
就職支度資金	件 数	-		
	貸 付 額	(-)		
医療介護資金	件 数	-		
	貸 付 額	(-)		
生 活 資 金	件 数	2	2	
	貸 付 額	(2,292)	(2,292)	
住 宅 資 金	件 数	-		
	貸 付 額	(-)		
転 宅 資 金	件 数	-		
	貸 付 額	(-)		
就学支度資金	件 数	-		
	貸 付 額	(-)		
結 婚 資 金	件 数	-		
	貸 付 額	(-)		

医療対策

(1) 病院・診療所の状況

(平成26年3月31日現在)

区 分			総 数	呉 市	江田島市
病 院	施 設 数		30	26	4
	病 床 数	小 計	4,643	4,303	340
		一 般	2,391	2,391	0
		療 養	859	650	209
		精 神	1,347	1,216	131
		結 核	46	46	0
		感 染 症	-	0	0
	救 急 告 示		9	7	2
一 般 診 療 所	施 設 数		273	249	24
	病 床 数	一 般	189	173	16
		療 養	133	68	65
	救 急 告 示		-	0	0
歯 科 診 療 所			158	146	12

(注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。

(注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。

(注3) 病床数は使用許可病床数。

(2)立入検査及び使用許可件数

(平成25年度)

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
立 入 検 査 延 件 数	10	4	5	1
新 規 開 設 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	-			
構 造 設 備 の 変 更 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	6	5	1	

広島県医療安全支援センター《医療相談窓口のご案内》

受付時間:月～金曜日(年末・年始、祝日除く) 13:00～16:00

相談方法:電話、面談

専用電話:082-513-3058

設置場所:〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁本館6階

次の点について、あらかじめご了承ください

- ①医療内容のトラブルについては、まず当事者間での話し合いが基本となります。
- ②診療行為の是非や故意・過失の有無の判断はできません。
- ③病状に応じた適切な医療機関の紹介にはお答えできません。

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況

ア 施設数及び指導状況

(平成25年度)

区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				そ の 他 の 給 食 施 設			
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (① を 除 く)		1 回 50 食 以上 又は 1 日 100 食 以上		1 回 20 食 以上 又は 1 日 50 食 以上	
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
施設数 A	14	1		9		3			1
指導延数 B	20	2		15		2			1
1施設当たり指導回数 B/A	1.4	2.0	-	1.7	-	0.7	-	-	1.0

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(平成25年度)

区分	特 定 給 食 施 設								そ の 他 の 給 食 施 設								給食施設数に対する指導割合 (%)	栄養士のいる給食施設に対する指導割合 (%)	栄養士のいない給食施設に対する指導割合 (%)	総 数	
	指 定 施 設				指定施設以外の特定給食施設				1 回 50 食 以上 又は 1 日 100 食 以上				1 日 20 食 以上 又は 1 日 50 食 以上								
	栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの		栄養士のいるもの		栄養士のいないもの						
	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数					
総 数	1	2	0	0	9	15	0	0	3	0	0	0	0	0	1	1	128.6	130.8	100.0	14	18
学 校					3	5											166.7	166.7	-	3	5
病 院					3	7			1								175.0	175.0	-	4	7
介護老人保健施設					1	1											100.0	100.0	-	1	1
老人福祉施設					2	2			2						1	1	60.0	50.0	100.0	5	3
児童福祉施設																	-	-	-	-	-
社会福祉施設																	-	-	-	-	-
事業所																	-	-	-	-	-
寄 宿 舎																	-	-	-	-	-
矯正施設																	-	-	-	-	-
自 衛 隊	1	2															200.0	200.0	-	1	2
一般給食センター																	-	-	-	-	-
そ の 他																	-	-	-	-	-

(2) 健康増進法に基づく食品表示指導状況

(平成25年度)

区 分	業者からの相談事例数	違反等事例数(※)
栄養表示基準	1	0
虚偽・誇大表示	0	0
計	1	-

※発見し、他所へ通報したものも含む。

(3) 栄養・運動等指導の実施状況

(平成25年度)

区 分		個 別 指 導							集 団 指 導					
		栄養 指導	(再掲) 病態別 栄養 指導	(再掲) 訪問に よる栄養 指導	運動 指導	(再掲) 病態別 運動 指導	休養 指導	禁煙 指導	栄養 指導	(再掲) 病態別 栄養 指導	運動 指導	(再掲) 病態別 運動 指導	休養 指導	禁煙 指導
計		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実 施 数	妊 産 婦													
	乳 幼 児													
	20 歳 未 満 (乳幼児を除く)													
	20 歳 以 上 (妊産婦を除く)	2												

(4) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査

(平成25年度)

区 分		総数	江田島市
人 口		25,498	25,498
健康診査	対象者	225	225
	受診者	31	31
	受診率(%)	13.8	13.8
肝炎ウイルス検査	対象者	1125	1125
	受診者	117	117
	受診率(%)	10.4	10.4

(注1) 人口は、平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口である。

(注2) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

イ 健康診査以外の事業実績(健康教育, 健康相談, 訪問指導, 機能訓練)

(平成25年度)

区 分			総 数	江 田 島 市
健康 教育	個 別	参 加 人 員	-	
	集 団	実 施 回 数	125	125
		参 加 人 員	1,987	1,987
健康 相 談	重 点	実 施 回 数	-	
		参 加 人 員	-	
	総 合	実 施 回 数	62	62
		参 加 人 員	225	225
訪問 指導	対 象 者 数		-	
	被 指 導 実 人 員		-	
機能 訓練	実 施 回 数		-	
	実 施 人 員	実 人 員	-	
		延 人 員	-	

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

感染症対策

(1) 感染症発生状況

(平成25年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一 類	エボラ出血熱		五 類 (全数)	アメーバ赤痢	
	クリミア・コンゴ出血熱			ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	
	痘そう			急性脳炎※4	
	南米出血熱			クリプトスポリジウム症	
	ペスト			クロイツフェルト・ヤコブ病	
	マールブルグ病			劇症型溶血性レンサ球菌感染症	
	ラッサ熱			後天性免疫不全症候群	
	小 計 A	-		ジアルジア症	
二 類	急性灰白髄炎		五 類 (定点)	侵襲性インフルエンザ菌感染症	
	結核	10		侵襲性髄膜炎菌感染症	
	ジフテリア			侵襲性肺炎球菌感染症	
	重症急性呼吸器症候群※1			先天性風しん症候群	
	鳥インフルエンザ(H5N1)			梅毒	
	小 計 B	10		破傷風	
三 類	コレラ			バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	
	細菌性赤痢			バンコマイシン耐性腸球菌感染症	
	腸管出血性大腸菌感染症			風しん	
	腸チフス			麻しん	
	パラチフス			小 計 E	-
	小 計 C	-		RSウイルス感染症	
四 類	E型肝炎			咽頭結膜熱	6
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)			A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	
	A型肝炎			感染性胃腸炎	245
	エキノコックス症			水痘	77
	黄熱			手足口病	25
	オウム病			伝染性紅斑	
	オムスク出血熱			突発性発しん	12
	回帰熱			百日咳	
	キャサヌル森林病			ヘルパンギーナ	3
	Q熱			流行性耳下腺炎	
	狂犬病			インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	246
	コクシジオイデス症			急性出血性結膜炎	
	サル痘			流行性角結膜炎	
	重症熱性血小板減少症候群※2			性器クラミジア感染症	
	腎症候性出血熱			性器ヘルペスウイルス感染症	
	西部ウマ脳炎			尖圭コンジローマ	
	ダニ媒介脳炎			淋菌感染症	
	炭疽			感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	
	チクングニア熱			クラミジア肺炎(オウム病を除く)	
	つつが虫病			細菌性髄膜炎	
	デング熱			マイコプラズマ肺炎	
	東部ウマ脳炎			無菌性髄膜炎	
	鳥インフルエンザ※3			ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	
	ニパウイルス感染症			メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	
	日本紅斑熱			薬剤耐性アシネトバクター感染症	
	日本脳炎			薬剤耐性緑膿菌感染症	
	ハンタウイルス肺症候群			小 計 F	614
	Bウイルス病			総 計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	624
	鼻疽				
	ブルセラ症				
	ベネズエラウマ脳炎				
	ヘンドラウイルス感染症				
	発しんチフス				
	ボツリヌス症				
	マラリア				
	野兎病				
	ライム病				
	リッサウイルス感染症				
	リフトバレー熱				
	類鼻疽				
	レジオネラ症				
	レプトスピラ症				
	ロッキー山紅斑熱				
	小 計 D	-			
			※1 コロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る ※2 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る 平成25年3月4日～ ※3 鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)を除く ※4 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、 日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く ※5 平成25年5月6日政令指定 (注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、 全数報告。 (注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。		

(2) 結核の状況

ア 結核患者登録状況

(平成25年12月31日現在)

区 分		総 数	江 田 島 市
管 内 人 口		25,498	25,498
計		17	17
活動性肺結核 患者数(A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	6	6
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	-	
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	-	
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		-	
不 活 動 性 結 核 ・ そ の 他 の 者		11	11
有 病 率 (人 口 1 0 万 対)		23.5	23.5

(注1) 結核菌検査結果については登録時の結果を示すもの。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) 有病率(人口10万対)=活動性肺結核患者数(A)+活動性肺外結核患者数(B)

イ 結核患者新規登録状況

(平成25年)

区 分		総 数	江 田 島 市
管 内 人 口		25,498	25,498
計 (A + B)		9	9
活 動 性 肺 結 核 患 者 数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	9	9
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	-	
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	-	
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		-	
り 患 率 (人 口 1 0 万 対)		35.3	35.3
潜 在 性 結 核 感 染 症		-	

(注1) 潜在性結核感染症は総数に含まない。

(注2) り患率(人口10万対) =
$$\frac{\text{計 (A + B)}}{\text{人 口}}$$

ウ 年齢階級別新規登録患者数

区 分	総 数	江 田 島 市
計	9	9
	(-)	(-)
0 歳 ～ 4 歳	-	
	(-)	
5 歳 ～ 9 歳	-	
	(-)	
10 歳 ～ 14 歳	-	
	(-)	
15 歳 ～ 19 歳	-	
	(-)	
20 歳 ～ 29 歳	1	1
	(-)	
30 歳 ～ 39 歳	-	
	(-)	
40 歳 ～ 49 歳	-	
	(-)	
50 歳 ～ 59 歳	-	
	(-)	
60 歳 ～ 69 歳	-	
	(-)	
70 歳 ～	8	8
	(-)	

(注1)下段の()は、結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。

(注2)本表の総数とイ 結核患者新規登録状況の総数は一致する。

エ 結核健康診断の実施状況

① 市町別実施状況

(平成25年度)

区 分		総 数	江 田 島 市
一 般 住 民	対 象 者 数	10,043	10,043
	受 診 者 数	1,248	1,248
	受 診 率 (%)	12.4	12.4



(財)結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。

〒204-8533 東京都清瀬市松山3-1-24

電話 0424-93-5711 ファックス 0424-92-4600

② 実施主体別実施状況

(平成25年度)

実施主体		対 象 者	対象者数	受 診 状 況		健 康 診 断 等 の 内 容				
				受診者数	受 診 率	間 接 撮 影	直 接 撮 影	ツ反応	BCG	IGRA
定 期	計		11,693	2,878	24.6	986	1,892	-	-	-
	事 業 者	従 業 者	1,332	1,312	98.5	92	1,220			
	学 校 長	生 徒	54	54	100.0		54			
		学 生			-					
	施 設 長	入 所 者	264	264	100.0	6	258			
	市町長	一般住民	10,043	1,248	12.4	888	360			
知 事 (保健所長)		計	39	38	97.4	-	38	(-) -	(-) -	-
		接触者健診	12	12	100.0		12	-	-	
		集団健診	16	15	93.8		15	-	-	
		管理検診	11	11	100.0		11			

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象数又は受診者数を記載。

(注3) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注4) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

才 市町別家庭訪問指導状況

(平成25年度)

区 分	総 数	江 田 島 市
実 人 員	14	14
(再掲)新規 登録患者	8	8
構 成 比	57.1	57.1
延 人 員	71	71
(再掲)新規 登録患者	57	57
構 成 比	80.3	80.3

(注)(再掲)欄の新規登録患者とは、平成25年度に新規登録された
結核患者を家庭訪問指導した場合に計上すること。

(3) 感染症発生に伴う指導状況

(平成25年度)

	計	一類	二類	三類	四類	五類	新型インフル エンザ等 感染症	指定 感染症	新感染症
指導件数	4		3			1			
うち施設指導分	4		3			1			

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況

(平成25年度)

日時	平成25年5月14日
場所	呉庁舎第2庁舎11階大会議室
参加人数	30名
主な議題	鳥インフルエンザ(H7N9)の指定感染症後の 医療提供体制等について

会議構成メンバー

所属	職名	備考
呉地域保健対策協議会新型イン フルエンザ医療体制検討委員会	委員	18名
呉市医師会・呉地域保健対策 協議会	会長	1名
医療機関オブザーバー	看護師長等	3名
呉市保健所		1名
事務局		7名

(5) エイズ相談及びHIV抗体検査の状況

(平成25年度)

区 分	相 談 件 数				H I V 抗 体 検 査		
	計 A+B+C	電話相談 A	来 所(面 接相談)B	家庭訪問 指導C	計 D+E	スクリーニ ング検査 D (再掲)迅速 検査	確 認 検 査 E
計	52	34	18	-	18 (18)	18 (18)	-
男 性	36	23	13	0	13 (13)	13 (13)	0
女 性	16	11	5	0	5 (5)	5 (5)	0

(6) 健康教育実施状況

(平成25年度)

区 分	種 別 内 訳				
	計	感染症全般	結核	エイズ	新型・鳥インフルエンザ
実施回数	11	2	4	3	2
参加延人員	751	48	50	510	143
(対象内訳)	—	施設職員等 江田島市	施設職員等 江田島市	高校生・学生 新成人等 江田島市	医療関係者 県職員

(注1)種別内訳欄には、結核、エイズ、インフルエンザ、O157等の予防対策名を記入

(注2)エイズ予防は、対象内訳欄に実施した「一般」・「高校生」等のグループを記入

結核予防は、対象内訳欄に実施した市町名を記入

(7) 肝炎相談件数, 肝炎ウイルス検査の実施状況及び肝炎治療受給者証の交付状況

ア 肝炎相談件数 (平成25年度)

計 A+B	電話相談 A	来 所(面接相談) B
475	129	346

イ 肝炎ウイルス検査実施状況 (平成25年度)

検査実施日数	C型肝炎ウイルス検査実施件数		B型肝炎ウイルス検査実施件数
	HCV抗体検査		HBs抗原検査
		うちHCV核酸増幅検査	
	—		

ウ 肝炎治療受給者証交付状況

(ア) インターフェロン治療 (平成25年度)

区 分	計	呉市	江田島市	管外
申 請 数	102	89	6	7
交 付 数	102	89	6	7

(イ) 核酸アナログ製剤治療 (平成25年度)

区 分	計	呉市	江田島市	管外
申 請 数	236	209	16	11
交 付 数	234	207	16	11

(平成25年度)

区 分	回 数	実 人 員	内 訳			延 人 員	内 訳		
			本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他		本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他
実 施 数	1	18	9	9		18	9	9	

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(平成26年3月31日現在)

区 分	総 数	呉 市	江 田 島 市	管 内 市 町 計	管 外
措置入院患者数	11	9	1	10	1
医療保護入院患者数	67		67	67	
自立支援医療受給者数(精神通院)	3,165	2,920	245	3,165	

(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(平成26年3月31日現在)

障 害 等 級	総 数	呉 市	江 田 島 市
計	2,138	1,964	174
1 級	226	213	13
2 級	1,495	1,370	125
3 級	417	381	36

(3) 組織育成支援状況

(平成25年度)

区 分	総 数	江 田 島 市	管 内 市 町 計	管 外
計	11	11	11	-
患 者 会	3	3	3	
家 族 会	3	3	3	
断 酒 会	5	5	5	
ボ ラ ン テ ィ ア	-		-	

(注)精神保健福祉に関わる組織の育成のための支援活動を行った回数を計上している。

【例】 会への出席, その準備のための当事者リーダーとの打ち合わせ及び関係機関との連絡等

(4) 相談指導実施状況

(平成25年度)

区 分		総 数	江 田 島 市	管 内 市 町 計	管 外
面 接	実 人 員	39	16	16	23
	延 人 員	81	35	35	46
	内				
	老人精神	9	7	7	2
	社会復帰	43	9	9	34
	アルコール	5	1	1	4
	薬 物	6		0	6
	思 春 期	8	8	8	
	心の健康づくり	4	4	4	
	そ の 他	6	6	6	
	訳				
電 話 相 談 延 人 員	(再 掲) (ひ き こ も) り	(12)	(12)	(12)	
	(再 掲) (自 殺 関 連)				
	(再 掲) (自 殺 者 の 遺 族)				
電 話 相 談 延 人 員		57			
(再 掲) (自 殺 関 連)		0			

(注)相談件数には、定期相談以外のその他の相談も含める。

(5) 家庭訪問指導状況

(平成25年度)

区 分		総 数	江 田 島 市	管 内 市 町 計	管 外
実 人 員		10	10	10	
延 人 員		37	37	37	0
内 訳	老 人 精 神	21	21	21	
	社 会 復 帰	10	10	10	
	ア ル コ ー ル	-	0	0	
	薬 物	-	0	0	
	思 春 期	-	0	0	
	心 の 健 康 づ く り	2	2	2	
	そ の 他	4	4	4	
	(再 掲) ひ き こ も り	(4)	(4)	(4)	
	(再 掲) 自 殺 関 連				
	(再 掲) 自 殺 者 の 遺 族				

(6) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

(平成25年度)

区 分	種 別 内 訳			
	計	研修会		
実 施 回 数	9	9		
対 象 者	260	260		
参 加 延 人 数 (配 布 部 数)	274	274		

(注)種別内訳欄には、講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

イ その他の精神保健福祉対策

(平成25年度)

区 分	種 別 内 訳			
	計	アルコール	精神障害者 家 族	精神障害者
		研修会	研修会	座談会
実 施 回 数	4	2	1	1
対 象 者	54	16	15	23
参 加 延 人 数 (配 布 部 数)	59	16	20	23

(注)種別内訳欄には、上段にアルコール、思春期等の対策名を、下段に講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

難病対策等

(1) 特定疾患治療研究事業の承認状況

(平成26年3月31日現在)

疾患 番号	区 分	総 数		江 田 島 市	
		承 認 総 件 数	特定疾患登録者証所持者数	190	(-)
①	ベーチェット病	5		5	
2	多発性硬化症	2		2	
③	重症筋無力症	6		6	
④	全身性エリテマトーデス	17		17	
5	スモン	1		1	
⑥	再生不良性貧血	5		5	
⑦	サルコイドーシス	6		6	
8	筋萎縮性側索硬化症	1		1	
⑨	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	10		10	
⑩	特発性血小板減少性紫斑病	11		11	
⑪	結節性動脈周囲炎	3		3	
⑫	潰瘍性大腸炎	19		19	
⑬	大動脈炎症候群	1		1	
⑭	ビュルガー病				
⑮	天疱瘡	1		1	
16	脊髄小脳変性症	4		4	
⑰	クローン病	2		2	
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎				
⑱	悪性関節リウマチ	1		1	
20	パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)	31		31	
21	アミロイドーシス				
⑳	後縦靱帯骨化症	8		8	
23	ハンチントン病	3		3	
㉑	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	8		8	
㉒	ウェゲナー肉芽腫症	1		1	
26	特発性拡張型(うつ血型)心筋症	13		13	
27	多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)	4		4	
㉔	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)				
㉕	膿疱性乾癬				
㉖	広範脊柱管狭窄症	1		1	
31	原発性胆汁性肝硬変	4		4	
32	重症急性膵炎				

疾患 番号	区 分	総 数		江 田 島 市	
		承 認 総 件 数	特定疾患登録者証所持者数	190	(-)
③③	特発性大腿骨頭壊死症		1	1	
③④	混合性結合組織病		5	5	
35	原発性免疫不全症候群				
③⑥	特発性間質性肺炎		2	2	
37	網膜色素変性症		4	4	
38	プリオン病(クロイツフェルト・ヤコブ病, ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病, 致死性家族性不眠症)				
39	肺動脈性肺高血圧症				
40	神経線維腫症				
41	亜急性硬化性全脳炎				
④②	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群				
43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症				
44	ライゾーム病(ファブリー病, ライゾーム病)				
45	副腎白質ジストロフィー				
46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)				
47	脊髄性筋萎縮症				
48	球脊髄性筋萎縮症				
④⑨	慢性炎症性脱髄性多発神経炎		4	4	
⑤⑩	肥大型心筋症		1	1	
⑤⑪	拘束型心筋症				
⑤⑫	ミトコンドリア病				
53	リンパ管筋腫症(LAM)				
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)				
⑤⑤	黄色靱帯骨化症		1	1	
⑤⑥	間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症, ゴナドトロピン分泌異常症, ADH分泌異常症, 下垂体性TSH分泌異常症, クッシング病, 先端巨大症, 下垂体機能低下症)		4	4	

(注1) 疾患番号に○のあるものは、軽快者基準の対象疾患

(注2) ()内は特定疾患登録者証所持者数で外数

(2) 小児慢性特定疾患治療研究事業の承認状況

(平成26年3月31日現在)

疾病番号	区 分	総 数	江 田 島 市
	承認総件数	12 (-)	12 (-)
71	悪性新生物	3 (-)	3
72	慢性腎疾患	1 (-)	1
73	慢性呼吸器疾患	- (-)	
74	慢性心疾患	4 (-)	4
75	内分泌疾患	- (-)	
76	膠原病	1 (-)	1
77	糖尿病	- (-)	
78	先天性代謝異常	- (-)	
79	血友病等血液疾患	1 (-)	1
80	神経・筋疾患	- (-)	
81	慢性消化器疾患	(2) (-)	(2)

(注) ()内は、小児特定疾患児手帳交付件数の再掲である。

(3) 相談事業の実施状況

(平成25年度)

区 分		管 内	管 外
特定疾患	実 人 員	10	
	延 人 員	30	-
	申 請 等		
	医 療	病 気 ・ 病 状	10
		治 療 ・ 服 薬	10
	看 護 ・ 日 常 生 活		10
	福 祉 制 度		
	歯 科		
	食 事 ・ 栄 養		
	就 労		
	就 学		
	そ の 他		
小児慢性特定疾患	実 人 員		
	延 人 員	-	-
	申 請 等		
	医 療	病 気 ・ 病 状	
		治 療 ・ 服 薬	
	看 護 ・ 日 常 生 活		
	福 祉 制 度		
	歯 科		
	食 事 ・ 栄 養		
	就 労		
	就 学		
	そ の 他		

(4) 電話相談及び面接相談等の状況

(平成25年度)

区 分	電 話 相 談	面 接 相 談	面 接 相 談	総 数
延 人 員	115	78	78	271

(注)相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

(5) 家庭訪問指導の状況

ア 特定疾患 (平成25年度)

区 分	総 数	江 田 島 市
実 人 員	2	2
延 人 員	2	2

イ 小児慢性特定疾患(平成25年度)

区 分	総 数	江 田 島 市
実 人 員	-	0
延 人 員	-	-

(6) 患者・家族に対する学習会の実施状況

(平成25年度)

区 分	総 数	江 田 島 市
開 催 回 数	1	1
実 人 員	6	6
延 人 員	6	6

(注)開催場所別に計上している。

母子保健対策

【不妊治療費助成の申請状況】

(平成25年度)

区 分	総 数	呉 市	江 田 島 市
計 (延件数)	288	258	30
実人員	144	132	12

〒730-8511 広島市中区基町10-52
 広島県健康福祉局こども家庭課内
 TEL・FAX (082) 212-1007
 ★ イクちゃんネット <http://www.ikuchan.or.jp>

次代の担い手となる子どもの健やかな成長を願い、「安心して子どもを生み育てることができる環境づくり」と「出産・育児などに当たる子育て家庭への支援」を行うことを目的に、平成8年2月に設立されました。

＜事業内容＞

- ☆子育て支援人材育成事業
- ☆子育て支援思想普及啓発・情報提供事業
- ☆子育て支援ネットワーク等等事業

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 許可を要する施設数

(平成26年3月31日現在)

区 分		総 数	江 田 島 市
計		523	523
飲食店営業	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	92	92
	仕 出 し ・ 弁 当	43	43
	旅 館	11	11
	そ の 他	93	93
菓 子 (パ ン を 含 む) 製 造 業		17	17
乳 処 理 業		-	0
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		-	0
乳 製 品 製 造 業		-	0
集 乳 業		-	0
魚 介 類 販 売 業		89	89
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		-	0
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		-	0
食 品 の 冷 凍 ま た は 冷 蔵 業		8	8
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業 (上 記 お よ び 下 記 以 外)		-	0
喫 茶 店 営 業		18	18
あ ん 類 製 造 業		-	0
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		-	0
乳 類 販 売 業		66	66
食 肉 処 理 業		-	0
食 肉 販 売 業		51	51
食 肉 製 品 製 造 業		-	0
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		-	0
食 用 油 脂 製 造 業		1	1
マーガリン又はショートニング製造業		-	0
み そ 製 造 業		3	3
し ょ う 油 製 造 業		6	6
ソ ー ス 類 製 造 業		-	0
酒 類 製 造 業		2	2
豆 腐 製 造 業		3	3
納 豆 製 造 業		-	0
め ん 類 製 造 業		5	5
総 菜 製 造 業		10	10
添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る)製造業		-	0
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-	0
清 涼 飲 料 水 製 造 業		2	2
氷 雪 製 造 業		2	2
氷 雪 販 売 業		1	1

イ 許可を要しない施設数（食品関係条例対象施設を含む）

（平成26年3月31日現在）

区 分		総 数	江 田 島 市
計		488	488
給 食 施 設	学 校	3	3
	病 院 ・ 診 療 所	7	7
	事 業 所	4	4
	そ の 他	12	12
乳 搾 取 業		10	10
食 品 製 造 業		121	121
野 菜 果 物 販 売 業		79	79
総 菜 販 売 業		62	62
菓 子（パンを含む）販 売 業		76	76
食 品 販 売 業（上記以外）		92	92
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業		1	1
添 加 物 の 販 売 業		8	8
氷 雪 採 取 業		—	0
器 具 ・ 容 器 包 装 ， お も ち や の 製 造 業 又 は 販 売 業		13	13

ウ 食品関係条例対象施設数(許可を要しない施設の再掲)

(平成26年3月31日現在)

区 分		総 数	江 田 島 市
計		213	213
加 工 水 産 物 販 売 業		81	81
加 工 水 産 物 製 造 業		23	23
魚 介 類 等 行 商 業		15	15
か き 作 業 場	一 類	73	73
	二 類	21	21

(2)食品衛生監視指導計画及び実施状況

(平成25年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食 品 製 造 業	広域流通食品	16	64	1009
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲 食 店 営 業	大量調理施設	2	8	
	集 団 給 食	大量調理施設	3	12	
3 回	食 品 製 造 業	県特産品(かき処理施設)	89	267	
		規格基準のある食品(魚肉練製品, 清涼飲料水等)	10	30	
		大型旅館	2	6	
		大型量販店	54	162	
2回	食 品 製 造 業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	16	32	
	飲 食 店 営 業	仕出し弁当, 旅館	50	100	
1回	食 品 製 造 業	上記以外の製造業	47	47	
	集 団 給 食	学校, 病院, 社会福祉施設	18	18	
	食 品 販 売 業	食肉, 魚介類, 乳類販売業	163	163	
1回/2年	上 記 以 外	飲食店営業(一般食堂, その他)	180	90	
		加工水産物販売業	74	37	
		許認可外製造業, 販売業	268	134	
1回/4年	上 記 以 外	魚介類行商業, 氷雪販売業	17	4	
1回/5年	上 記 以 外	喫茶店, 添加物販売, 器具等販売	134	27	
合 計			1143	1201	1009

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

(3)食品衛生監視指導状況

ア 許可を要する施設に対する監視指導状況

(平成25年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		527	354	-
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	92	52	0
	仕出し・弁当	44	50	0
	旅館	11	3	0
	その他	92	35	0
菓子(パンを含む)製造業		16	12	0
乳処理業		0	-	-
特別牛乳搾取処理業		0	-	-
乳製品製造業		0	-	-
集乳業		0	-	-
魚介類販売業		91	68	0
魚介類競り売り営業		0	-	-
魚肉練り製品製造業		1	0	0
食品の冷凍または冷蔵業		6	17	0
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)		0	-	-
喫茶店営業		20	3	0
あん類製造業		0	-	-
アイスクリーム類製造業		0	-	-
乳類販売業		67	38	0
食肉処理業		0	-	-
食肉販売業		53	44	0
食肉製品製造業		0	-	-
乳酸菌飲料製造業		0	-	-
食用油脂製造業		0	2	-
マーガリン又はショートニング製造業		0	-	-
みそ製造業		3	2	0
しょう油製造業		6	10	0
ソース類製造業		0	-	-
酒類製造業		2	1	0
豆腐製造業		4	4	0
納豆製造業		0	-	-
めん類製造業		5	3	0
総菜製造業		9	9	0
添加物(法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る)製造業		0	-	-
食品の放射線照射業		0	-	-
清涼飲料水製造業		2	0	0
氷雪製造業		2	1	0
氷雪販売業		1	0	0

(注)施設数は、平成26年3月31日現在である。

イ 許可を要しない施設に対する監視指導状況（食品関係条例対象施設を含む）

（平成25年度）

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		505	655	3
給食施設	学 校	3	0	0
	病 院 ・ 診 療 所	6	13	0
	事 業 所	4	0	0
	そ の 他	10	15	0
乳 搾 取 業		10	0	0
食 品 製 造 業		124	311	3
野 菜 果 物 販 売 業		82	56	0
総 菜 販 売 業		63	52	0
菓 子（パンを含む）販 売 業		81	53	0
食 品 販 売 業（上記以外）		98	57	0
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業		1	0	0
添 加 物 の 販 売 業		10	49	0
氷 雪 採 取 業		0	-	-
器 具 ・ 容 器 包 装、おもちゃの製造業又は販売業		13	49	0

（注）施設数は、平成26年3月31日現在である。

ウ 食品関係条例対象施設に対する監視指導状況（許可を要しない施設の再掲）

（平成25年度）

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		217	376	3
加工水産物販売業		83	53	0
加工水産物製造業		21	42	0
魚介類等行商業		17	3	0
かき作業場	一類	76	206	3
	二類	20	72	0

（注）施設数は、平成26年3月31日現在である。

(4) 食品収去検査状況

(平成25年度)

区 分		収去試験 検体数	不良 検体数	不良 理由
総 数		283	4	
食 品	小 計	283	4	
	魚 介 類	135	4	大腸菌群, 細菌数
	冷凍食品			
	無 加 熱 摂 取 冷 凍 食 品	0	-	
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	0	-	
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	0	-	
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類	0	-	
	魚 介 類 加 工 品 (か ん 詰 ・ び ん 詰 を 除 く)	7	0	
	肉卵類及びその加工品(か ん 詰 ・ び ん 詰 を 除 く)	11	0	
	乳 製 品	0	-	
	乳類加工品(アイスクリーム類を除き, マーガリンを含む)	0	-	
	ア イ ス ク リ ー ム 類 ・ 氷 菓	0	-	
	穀類及びその加工品(か ん 詰 ・ び ん 詰 を 除 く)	17	0	
	野菜類・果物及びその加工品(か ん 詰 ・ び ん 詰 を 除 く)	89	0	
	菓 子 類	10	0	
	清 涼 飲 料 水	0	0	
	酒 精 飲 料	0	0	
	氷 雪	0	0	
	水	8	0	
	か ん 詰 ・ び ん 詰 食 品	6	0	
	そ の 他 の 食 品	0	-	
	添 加 物 及 び そ の 製 剤	0	-	
	器 具 及 び 容 器 包 装	0	-	
	お も ち や	0	-	
乳	小 計	-	-	
	生 乳	0	-	
	牛 乳	0	-	
	低 脂 肪 牛 乳	0	-	
	加 工 乳	0	-	
	そ の 他 の 乳	0	-	

(5) 集団食中毒発生状況

(平成25年)

No	発 生 年 月 日	発 生 場 所	喫食者 数	有症者 数	死 者 数	原 因 食 品	病 因 物 質	原 因 施 設	喫 食 場 所	事 件 の 概 要	発 生 要 因
1											
2						該当なし					
3											
4											
5											

(注)集団食中毒:有症者数が6名以上の食中毒

生活衛生対策等

【狂犬病予防業務の状況】

(平成25年度)

区分	総 数	江 田 島 市
登 録 頭 数	1,214	1,214
	(68)	(68)
予 防 注 射 頭 数	754	754

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段()内は、新規登録頭数である。

薬事対策

(1) 薬事監視指導状況

(平成25年度)

区 分			施 設 数		立入検査件数	監視指導率 (%)	
			総 数	江 田 島 市			
計			151	151	100	66.2	
薬 局			13	13	14	107.7	
薬 局 製 造 販 売 業（薬 局 製 造 業）			2	2	1	50.0	
医薬品販売業	小 計		9	9	10	111.1	
	店 舗 販 売 業		9	9	10	111.1	
	卸 売 販 売 業		-	0		-	
	薬 種 商 販 売 業		-	0		-	
	特例販売業	小 計		8	8	8	100.0
		一 般		8	8	8	100.0
		駅 構 内 売 店		-	0		-
高 度 管 理 医 療 機 器 等 の 販 売 業 ・ 賃 貸 業			5	5	5	100.0	
管 理 医 療 機 器 販 売 業 ・ 賃 貸 業			114	114	62	54.4	

(注) 施設数は、平成26年3月31日現在である。

(2)毒劇物監視指導状況

(平成25年度)

区 分		施 設 数		立入検査件数	監視指導率 (%)
		総 数	江 田 島 市		
計		27	27	27	100.0
製 造 業		1	1	1	100.0
輸 入 業		-	0		-
販 売 業	小 計	25	25	26	104.0
	一 般	10	10	13	130.0
	農 業 用 品 目	14	14	13	92.9
	特 定 品 目	1	1	0	0.0
業 務 上 取 扱 者	小 計	1	1	-	-
	電 気 め っ き 事 業	-	0		-
	金 属 熱 処 理 事 業	-	0		-
	毒 物 劇 物 運 送 事 業	1	1	0	0.0
	し ろ あ り 防 除 事 業	-	0		-

(注) 施設数は、平成26年3月31日現在である。

(3)麻薬・覚せい剤立入検査状況

(平成25年)

区 分		施 設 数 等			立入検査件数	監視指導率 (%)
		総 数	呉 市	江 田 島 市		
計		1,625	1,489	136	205	12.6
麻 薬	小 計	323	299	24	70	21.7
	家 庭 麻 薬 製 造 業 者	-	0	0	0	-
	卸 売 業 者	3	3	0	3	100.0
	小 売 業 者	133	123	10	48	36.1
	病 院	28	24	4	16	57.1
	一 般 診 療 所	138	128	10	2	1.4
	歯 科 診 療 所	-	0	0	-	-
	飼 育 動 物 診 療 施 設	17	17	0	1	-
	研 究 者	4	4	0	0	0.0
大 麻	研 究 者	1	1	0	0	0.0
向 精 神 薬	小 計	651	595	56	69	10.6
	卸 売 業 者	-	0	0	0	-
	免 許 み な し 卸 売 販 売 業 者	11	11	0	4	36.4
	免 許 み な し 薬 局	155	142	13	50	32.3
	小 売 業 者	-	0	0	0	-
	病 院	30	26	4	11	36.7
	一 般 診 療 所	277	253	24	3	1.1
	歯 科 診 療 所	157	145	12	0	0.0
	飼 育 動 物 診 療 施 設	20	17	3	1	5.0
覚 せ い 剤	試 験 研 究 施 設	1	1	0	0	0.0
	小 計	3	3	-	2	66.7
	施 用 機 関	1	1	0	2	200.0
覚 せ い 剤 原 料	研 究 者	2	2	0	0	0.0
	小 計	647	591	56	64	9.9
	取 扱 者	5	5	0	4	80.0
	薬 局	155	142	13	41	26.5
	病 院 ・ 診 療 所	465	425	40	19	4.1
	飼 育 動 物 診 療 施 設	20	17	3	0	0.0
覚 せ い 剤 原 料	研 究 者	2	2	0	0	0.0

(注1) 施設数は、平成25年12月31日現在である。

(注2) 研究者にあっては、人員数である。

(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。

「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

このような地球規模での薬物乱用問題は、世界の国々が一丸となって取り組むべきことであり、かつ、国民一人一人の認識を高める必要があることから、本運動は、「国連薬物乱用根絶宣言」(2009年～2019年)の支援事業の一環として、国連決議による「6・26国際薬物乱用撲滅デー」の周知を国民一丸となって図り、併せて、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

(4) 医薬品収去検査状況

(平成25年度)

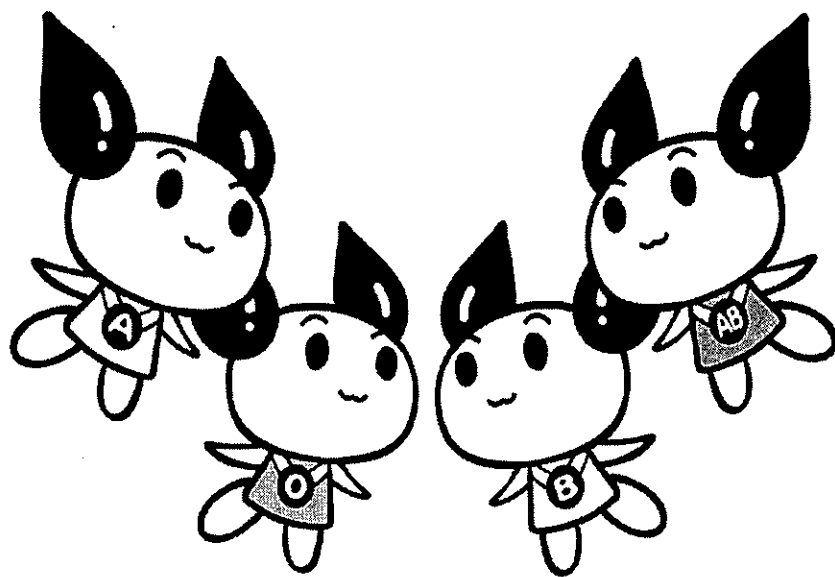
区 分		収去検体件数	不 適 件 数	不 適 理 由
崩 壊 試 験		4	0	
定 量 試 験	無 水 カ フ ェ イ ン	2	0	

(5) 献血状況

(平成25年度)

区 分		総 数	江 田 島 市
受 付 者 数		909	909
献 血 者	計	752	752
	2 0 0 m L	-	0
	4 0 0 m L	752	752

(注) 献血ルームでの数値は含まない。



献血キャラクター

けんけっちゃん

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況

(平成26年3月31日現在)

区 分		工場・事業 者 等 数	施 設 数	届出等受理 件数	立入検査 延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行政指導	改善命令	一時停止
ばい煙	計	22	64	3	(78) 11	-	-	-
	法による届出	22	64	3	(78) 11			
	条例による届出	0	0	0	(0) 0			
VOC(揮 発性有機 化合物)	計	-	-	-	(-) -	-	-	-
	法による届出	0	0	0	(0) 0			
一 般 粉 じ ん	計	21	76	3	(70) 20	-	-	-
	法による届出	11	42	2	(48) 12			
	条例による届出	10	34	1	(22) 8			
特 定 粉 じ ん	計	2	-	2	(1) 1	-	-	-
	発生施設届出	0	0	0	(0) 0			
	排出等作業届出	2		2	(1) 1			
ダイオキ シン 類	法による届出	2	4	0	(5) 1			
水 質 汚 濁	計	109		13	40	2	-	-
	法による届出	100		12	40	2		
	条例による届出	9		1	0			
	法による許可	2		1	7			

(注1)ばい煙、一般粉じん及び特定粉じんの立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)来所相談指導件数から改善命令等件数までの件数は、平成25年度の状況である。

(2) 土壌汚染、化学物質対策の状況

(平成26年3月31日現在)

区 分		許 可 数 (総 数)	新規(変更) 許 可 数	届 出 (申 請) 等 受 理 件 数	立 入 検 査 延 件 数	行 政 処 分 件 数 (許 可 取 消) (改 善 命 令 等)	行 政 指 導 件 数
土 壌 汚 染 対 策	計	-	-	3	-	-	-
	汚染土壌処理業	-	0	0	0	0	0
	法による届出			3	0	0	0
	法による申請			0	0		
	条例による報告			0	0	0	0
化学物質対策	条例に基づく指導						

(注)来所相談指導件数から改善命令等件数までの件数は、平成25年度の状況である。

(3) フロン回収破壊法 登録事業者登録状況

(平成26年3月31日現在)

区 分	登 録 数	新 登 録 規 数	立入検査 延件数	改善命令等件数	
				行政指導	改善命令
第一種フロン類回収業事業者数	15	1	3		

(注) 来所相談指導件数から改善命令等件数は、平成25年度の状況である。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(平成25年度)

区 分	総 件 数	内 訳		事 案 別 内 訳						
		前年度からの繰越分	本年度発生分	ばい煙 (ガスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他
計	3	-	3	-	-	-	-	2	-	1
	(調査指導延件数)		(3)					(2)		(1)
処 理 済	3		3					2		1
翌年度へ繰越	-									

(注1)処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。

(注2)他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。

(注3)水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(平成25年度)

区 分	総 件 数	内 訳	
		現場調査	その他
対応件数	9	4	5

(注1)実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。

(注2)その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

＜光化学オキシダントに係る緊急時措置＞

【光化学オキシダントに係る緊急時発令状況】

(平成25年度)

区 分		総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
情 報	呉地区	1		1					
	広島地区	1		1					
注 意 報	呉地区	-							
	広島地区	-							

(注) 区分の枠内は緊急時発令した地域名である。

【緊急時発令基準及び措置】

種 類	発令基準(ppm)	措 置
情 報	0.10 以 上	排出量(排出ガス量、窒素酸化物量等)を20%以上減少協力
注 意 報	0.12 以 上	” ” 20%以上減少要請

(6) 環境調査の実施状況

(平成25年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖沼を含む)		
	海 域		
	海 水 浴 場		
	地 下 水	江田島市内1件	1
大 気 汚 染	環 境 ホ ル モ ン 調 査		
	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査		
	アスベストモニタリング調査	解体現場1件	1
	酸 性 雨		
	そ の 他		
騒 音 調 査			
土 壌 汚 染			
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気		
	水 質		
	底 質		
	土 壌		

廃棄物対策

(1)一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(平成26年3月31日現在)

区 分		総数	届出等 受理件数	江 田 島 市
し尿処理施設	施設数	-		
	立入検査件数	-		
ごみ処理施設	施設数	-		
	立入検査件数	-		
一般廃棄物 最終処分場	施設数	-		
	立入検査件数	-		
公共下水道 最終処理場	施設数	5		5
	立入検査件数	11		11
浄化槽保守点検業者	施設数	3	2	3
	立入検査件数	3		3

(注)立入検査件数及び届出等受理件数は、平成25年度の状況である。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況

(平成26年3月31日現在)

区 分		許可 件数	うち 優良 認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち 全部 廃止	失効	再交付	移 管	
											管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)		42	0	3	5	0	11	0	0	0	0	1
A	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	33		3	4		7					1
	うち積替え保管を含むもの('a)	3			1							
B	処分業(b ; b = c + d + e)	9			1		4					
	中間処理業(c)	7			1		3					
	中間処理・最終処分業(d)	1										
	最終処分業(e)	1					1					
小計 (a + b)		42	0	3	5	0	11	0	0	0	0	1
産業 廃棄物 A	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	33		3	4		7					1
	うち積替え保管を含むもの('a)	3			1							
	処分業(b ; b = c + d + e)	9			1		4					
	中間処理業(c)	7			1		3					
	中間処理・最終処分業(d)	1										
	最終処分業(e)	1					1					
小計(a + b)												
特別 管理 産業 廃棄物 B	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)											
	うち積替え保管を含むもの('a)											
	処分業(b ; b = c + d + e)											
	中間処理業(c)											
	中間処理・最終処分業(d)											
	最終処分業(e)											

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上する。
- 2 平成25年度末時点の所管業者の許可件数及び平成25年度に許可した各種許可件数等を記入する。
- 3 平成25年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上する。
- 4 平成25年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上する。
- 5 平成25年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上する。
- 6 平成25年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上する。

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(平成26年3月31日現在)

区 分	登録・許可 業 者 数	新規登録・ 許可件数	更新許可 件数	変更許可 件数	届 出 受 理 件 数	
					廃止	その他
引 取 業	24	0	0	-	0	0
フロン類回収業	2	0	0	-	0	0
解 体 業	1	0	0	-	0	0
破 碎 業	0	0	0	0	0	0
合 計	27	-	-	-	-	-

(注1)登録・許可数は、事業者数である。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等

(平成26年3月31日現在)

平成28年8月31日現在

区分			施設数			新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可		届出等受理件数				定期検査	
												廃止		その他			
			事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者
施設数合計			16	1	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
中間処理施設	小計		12	1	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	汚泥	脱水	1		1	-										-	-
		乾燥	-			-										-	-
		天日乾燥	-			-										-	-
		焼却	-														
	廃油	油水分離	-			-										-	-
		焼却	-														
	廃酸・廃アルカリ	中和	-			-										-	-
	廃プラスチック類	破砕	-			-										-	-
		焼却	-														
	木くず・がれき類	破砕	10		10	-									1	-	-
	木くず・その他	焼却	1	1													
	その他		-														
最終処分場	小計		4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	安定型	2		2	-										1		
	管理型	2		2	-										1		
PCB廃棄物保管事業所			17	17		-								20		-	-
産業廃棄物事業場外保管届			-	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数及び届出等受理件数は、平成25年度の状況である。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況

(平成25年度)

事業 番号	調査等延べ件数 うち中間 処理施設	調査等延べ件数 うち埋立 処分場	分析 検体数	指導件数				指導内容		
	実施事業所数	調査	命令	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導	指導事項数	指導事項のうち改善された件数
1	2	2	2							
2										
3	11	17	9	1				2	5	5
4										
5	3	5	5	13						
6	3	3						1	1	1
7	11	12						6	11	11
8	5	5						1	1	1
9	1	2								
10	1	7					1	3	2	2
11	6	6								
12	1	2								
13	2	3								
14										
15	4	9					2	3	3	2
16	1	5					2	2	3	2
17										
18	7	9								
19										
合計	58	87	9	6	15	4	6	15	26	24

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産業廃棄物関係立入指導確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物関係立入指導は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものに基づき、サンプリングを行わない処分地への立入検査は、産業廃棄物関係立入指導等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、来所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(平成25年度)

種 類	協議件数	承認件数	搬出元都 道府県数	搬出元都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物 の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由
中間 処理	産 廃	2	1	愛媛県	がれき類	博栄興産㈱		
	特 管							
	計	2	1		計 種類			
最終 処分	産 廃	3	3	岡山県、兵庫県、愛知県	廃プラスチック類	榑江能産業		
	特 管							
	計	3	3		計 種類			

- (記入要領) 1 平成25年4月1日～平成26年3月31日の間に処理した件数について記入すること。
 2 県外産廃の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記入すること。
 3 不承認とした場合は、その理由を記入すること。

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主催者	開催場所	出席機関	参加人数	協議内容
平成25年7月24日	西部厚生環境事務所呉支所	広島県呉庁舎3階 農林会議室	広島海上保安部、海上保安部、呉警察署、音戸警察署、江田島警察署、広島警察署、呉市環境政策課、江田島市環境課、広島県産業廃棄物対策課、西部総務事務所呉支所総務課、西部農林水産事務所水産第二課、西部農林水産事務所農林事務所林務課、西部建設事務所呉支所管理課、西部建設事務所管理課、広島港湾振興事務所港営課、西部厚生環境事務所呉支所衛生環境課	23	・廃棄物の適正処理等に係る最近の情勢について ・廃棄物の不法投棄・野焼きなど廃棄物不適正処理の事例 ・その他

その他の資料

【管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧】

(平成26年4月1日現在)

区分	名 称	〒	住 所	TEL	団 体 の 種 類 等
連 携 の た め の 団 体	呉地域保健対策協議会	737-0811	呉市西中央一丁目3-25	0823-22-5400	地域保健対策協議会
	呉市地域保健対策協議会	737-0041	呉市和庄一丁目2-13 呉市保健所保健総務課	0823-25-3534	
	江田島市地域保健対策協議会	737-2295	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-40-3247	
	江田島市健康づくり推進協議会	737-2295	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-40-3247	健康づくり推進協議会
	江田島市献血推進協議会	737-2295	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-40-3247	献血推進協議会
	呉市民生委員児童委員協議会	737-0041	呉市和庄一丁目2-13 すこやかセンターくれ内	0823-25-3547	民生委員児童委員協議会
	江田島市民生委員児童委員協議会	737-2295	江田島市大柿町大原505 福祉事務所内	0823-40-3177	
	呉市社会福祉協議会 本所	737-8517	呉市本町9-21 すこやかセンターくれ別館内	0823-25-3509	社会福祉協議会
	呉市社会福祉協議会 川尻支所	737-2603	呉市川尻町西二丁目3-33	0823-87-6555	
	呉市社会福祉協議会 安浦支所	737-2518	呉市安浦町内海北一丁目7-2	0823-84-5460	
	呉市社会福祉協議会 音戸支所	737-1206	呉市音戸町高須三丁目7-15	0823-51-2166	
	呉市社会福祉協議会 倉橋支所	737-1377	呉市倉橋町1210番の8	0823-53-2233	
	呉市社会福祉協議会 蒲刈支所	737-0403	呉市蒲刈町田戸2308-1	0823-66-1165	
	呉市社会福祉協議会 豊支所	734-0301	呉市豊町大長5915-5	0823-66-2872	
	呉市社会福祉協議会 豊浜支所	734-0101	呉市豊浜町豊島3526-15	0823-67-1310	
	江田島市社会福祉協議会	737-2302	江田島市能美町鹿川2060	0823-40-2501	

区分	名 称	〒	住 所	TEL	団 体 の 種 類 等
職 能 団 体	呉市医師会	737-0056	呉市朝日町15-24 呉市医師会館	0823-22-2326	医師会
	安芸地区医師会	736-0043	安芸郡海田町栄町5-13 安芸地区医師会館	082-823-4931	
	佐伯地区医師会	738-0015	廿日市市本町5-1	0829-20-0030	
	呉市歯科医師会	737-0051	呉市中央六丁目2-3	0823-25-4441	歯科医師会
	安芸歯科医師会	736-0068	安芸郡海田町新町19-10	082-822-9009	
	(社)呉市薬剤師会	737-0046	呉市中通一丁目4-2	0823-21-4695	薬剤師会
	(社)広島県医薬品登録販売者協会 呉支部	737-0051	呉市中央五丁目10-1 石田薬品内	0823-21-5057	医薬品登録販売者協会
	広島県看護協会呉支部	737-0046	呉市中通一丁目3-16 K.CITYビル4階E1	2823-25-5700	看護協会
	(社)広島県栄養士会芸予支部	737-0809	呉市西辰川一丁目8-22	0823-23-2064	栄養士会
	広島県歯科衛生士会安芸地区	739-0321	広島市安芸区中野2-40-18-16	-	歯科衛生士会
同業組合 自 主 組 織	(社)広島県獣医師会安芸支部	732-0029	広島市東区福田二丁目2613-2 いたもと動物病院内	082-899-1111	獣医師会
	江能食品衛生協会	737-2213	江田島市大柿町大原505 江田島市大柿支所内	0823-57-3920	食品衛生協会
	呉市食生活改善連絡協議会	737-0041	呉市和庄1-2-13 呉市保健所 健康増進課内	0823-25-3540	食生活改善推進協議会
	江田島市食生活改善推進協議会	737-2295	江田島市大柿町大原505 江田島市保健医療課	0823-40-3247	
	呉市公衆衛生推進協議会	737-8501	呉市中央四丁目1-6 呉市役所地域協働課内	0823-25-3221	公衆衛生推進協議会
	江田島市公衆衛生推進協議会	737-2392	江田島市能美町中町4859-9 江田島市役所環境課内	0823-42-1111	
	江田島市精神障害者家族会	737-2295	江田島市大柿町大原700 小規模通所授産施設「あおぞら」内	0823-40-3501	精神障害者家族会
	アルコール健康相談会	737-2122	江田島市江田島町中央一丁目1-1 江田島保健センター	0823-40-3177	断酒会
	薬物乱用防止指導員呉地区協議会事務局	737-0811	呉市西中央一丁目3-25 広島県西部保健所呉支所衛生環境課内	0823-22-5400	薬物乱用防止指導員地区協議会



【 当事業概要についてのお問合わせ先 】

広島県西部厚生環境事務所呉支所

広島県西部保健所呉支所

厚生保健課

住所 〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25

電話 (0823)22-5400(代表)

